

## 05 場内清掃業務 参考仕様書

### 1 業務の目的

本業務は、利用者の快適な利用を実現するために、片瀬海岸地下駐車場の各設備に対して日常巡回清掃および定期清掃を行い、当該施設の衛生的環境の確保、美観の維持、劣化の抑制を図るとともに、施設の各部材、設備の更新時期の延伸に資することを目的とする。

### 2 対象設備

本業務における清掃業務の対象設備は、表2-1のとおりとする。

表2-1 清掃対象設備一覧

	区分	数量	単位
○日常清掃	足洗い場	4	箇所
	E V地上ホール	5	m <sup>2</sup>
	便所及び洗面所	105	m <sup>2</sup>
	エレベーター	2	台
	階段	625	m <sup>2</sup>
	駐車場床（床清掃のみ）	11,070	m <sup>2</sup>
○日常巡回清掃	足洗い場（砂）	4	箇所
	E V地上ホール	5	m <sup>2</sup>
	便所及び洗面所	105	m <sup>2</sup>
	エレベーター	2	台
○定期清掃	E V地上ホール	5	m <sup>2</sup>
	便所及び洗面所	105	m <sup>2</sup>
	エレベーター	2	台
	階段	625	m <sup>2</sup>

### 3 業務概要

#### (1) 業務概要

清掃業務の内容は、表3-1～表3-10のとおりとする。なお、点検周期の表記は、次による。

- ・「1D」は、1日毎に行うものとする。
- ・「2/M」は、1月に2回行うものとする。
- ・「1M」は、1月毎に行うものとする。
- ・「2M」は、2月毎に行うものとする。
- ・「1Y」は、1年毎に行うものとする。

#### (2) 用語の定義

本仕様書において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- ・「日常清掃」とは、1日単位の短い周期で日常的に行う清掃をいう。
- ・「定期清掃」とは、週、月又は年単位の周期で定期的に行う清掃をいう。
- ・「日常巡回清掃」とは、1日1回の日常清掃後、巡回しながら部分的な汚れの除去、ごみ収集等を行う作業をいう。
- ・「衛生消耗品」とは、トイレトペーパー、水石鹼等をいう。
- ・「適正洗剤」とは、清掃部分の材質を傷めずに汚れを除去できるもので、作業員の人体及び環境に配慮したものをいう。

●床清掃（共通事項）

表3-1 床清掃

清掃項目	清掃内容
1. 除塵 (1)自在ぼうき又はフロアダスターによる除塵	隅は自在ぼうき、広い場所はフロアダスター又は自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。
2. 水拭き (1)部分水拭き	汚れの目立つ部分は、モップで水拭きをする。
3. 補修 (1)空バフイング  (2)スプレーバフイング	汚れの目立つ床面は、パッド（赤又は白）を装着した床磨き機で空バフイングし、汚れを除去する。  ① 汚れた部分は、水又は専用補修液をスプレーし、パッド（赤又は白）を装着した床磨き機で乾燥するまで研磨する。なお、汚れが目立つ場合は、適正に希釈した表面洗浄用洗剤を用いる。 ② 削り取られたかすを取り除き、スプレーバフイングを行った箇所を水拭きした後、樹脂床維持剤を塗布して補修する。
4. 洗浄 (1)表面洗浄	① 椅子等軽微な什器の移動を行う。なお、洗浄水の侵入のおそれのあるコンセント等は、適正な養生を行う。 ② 床面の除塵を行う。除塵作業は、1.「除塵」により行う。 ③ 床面に適正に希釈した表面洗浄用洗剤をむらのないよう塗布する。 ④ 洗浄用パッド（赤）を装着した床磨き機で、皮膜表面の汚れを洗浄する。 ⑤ 吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。 ⑥ 2回以上水拭きを行い、汚水や洗剤分を除去した後、十分に乾燥させる。水拭き作業は2.「水拭き」により行う。 ⑦ 樹脂床維持剤を、塗り残しや塗りむらのないよう格子塗りし、十分に乾燥する。 ⑧ 樹脂床維持剤の塗布回数は、原則として1回（格子塗り）とする。 ⑨ 移動した椅子等軽微な什器を元の位置に戻す。
(2)剥離洗浄	① 椅子等軽微な什器の移動を行う。なお、洗浄水の侵入のおそれのあるコンセント等は、適正な養生を行う。 ② 床面の除塵を行う。除塵作業は、1.「除塵」により行う。 ③ 床面に適正に希釈した樹脂床維持剤の剥離剤をむらのないよう塗布する。 ④ 剥離用パッド（黒又は茶）を装着した床磨き機で洗浄する。 ⑤ 吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。 ⑥ 剥離状況を点検し、不十分な箇所がある場合は、再度剥離作業を行う。 ⑦ 床材表面を中和するため、床磨き機で水洗いを行う。 ⑧ 吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。 ⑨ 3回以上水拭きを行って、汚水や剥離剤を除去した後、十分に乾燥させる。水拭き作業は、2.「水拭き」により行う。 ⑩ 樹脂床維持剤をモップで、塗り残しや塗りむらのないよう格子塗りし、十分に乾燥した後塗り重ねる。 ⑪ 樹脂床維持剤の塗布回数は特記による。特記のない場合は、3回（格子塗り）とする。

①足洗い場（日常清掃、日常巡回清掃）

表3-2 足洗い場（日常清掃、日常巡回清掃）

清掃項目	清掃内容	清掃周期
1. 床の清掃	表3-1による	1D
2. 床以外の清掃 足洗い台	柵の中に溜まった砂を取り除く。	1D
3. 日常巡回清掃 床	汚れの目立つ部分は、タオルで水拭き又は乾拭きする。	1D

②廊下・EVホール（日常清掃、日常巡回清掃、定期清掃）

表3-3 廊下・EVホール（日常清掃、日常巡回清掃）

清掃項目	清掃内容	清掃周期
1. 床の清掃	表3-1による	1D
2. 床以外の清掃 (1)ごみ箱	ごみを収集し、容器の外面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。	1D
(2)手すり	タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。	1D
3. 日常巡回清掃 (1)床	汚れや水滴等が付着した部分をモップで拭く。	1D
(2)ごみ箱	ごみを収集する。	1D

表3-4 廊下・EVホール（定期清掃）

清掃項目	清掃内容	清掃周期
1. 床の清掃	表3-1による	1M
2. 床以外の清掃 (1)壁	①鳥毛はたき、静電気除塵具等で除塵する。 ②汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。	1M 2/M
(2)窓ガラス	①ガラス面に水又は中性洗剤を適正希釈したものを塗布し、汚れを分解して窓用スクイジーで汚水を除去する。 ②ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取る。 ③ガラス回りのサッシをタオルで清拭する。ただし、サッシの溝やサッシ全体の清拭は含まない。	2M 2M 2M
(3)照明器具	洗剤(中性あるいは弱アルカリ性)を用いて管球、反射板、カバーなどを拭き、水拭きして仕上げる。汚れが落ちない場合は洗剤で拭き取り、タオルで乾拭きする。	1Y
(4)吹出口、吸込口	①吹出口及び吸込口下の床面を養生する。 ②吹出口、吸込口及びその周辺を除塵する。 ③吹出口、吸込口、風量調整器及びその周辺の汚れに適正洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。	1Y 1Y 1Y

③便所および洗面所（日常清掃、日常巡回清掃、定期清掃）

表3-5 便所および洗面所（日常清掃、日常巡回清掃）

清掃項目	清掃内容	清掃周期
1. 床の清掃	表3-1による	1D
2. 床以外の清掃 (1)ごみ箱	ごみを収集し、容器の外面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。	1D
(2)扉及び便所面台のへだて	汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。	1D
(3)洗面台・水栓	スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、タオルで拭く。	1D
(4)鏡	適正洗剤を用いて拭き、乾拭きして仕上げる。	1D
(5)衛生器具	適正洗剤を用いて洗浄し、拭く。	1D
(6)衛生消耗品	トイレットペーパー、水石鹸等を補充する。	1D
(7)汚物容器	内容物を収集し、容器の外面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。	1D
3. 日常巡回清掃 (1)床	汚れ、水滴等が付着した部分は、モップで拭く。	1D

(2)ごみ箱	ごみを収集する。	1 D
(3)洗面台	汚れた部分は、タオルを用いて拭く。	1 D
(4)鏡	汚れた部分は、タオルを用いて拭く。	1 D
(5)衛生器具	汚れた部分は、適正洗剤で洗浄し、拭く。	1 D
(6)衛生消耗品	トイレトーパー、水石鹼等を補充する。	1 D
(7)汚物容器	内容物を収集する。	1 D

表3-6 便所・洗面所（定期清掃）

清掃項目	清掃内容	清掃周期
1. 床の清掃	表3-1による	1 M
2. 床以外の清掃		
(1)壁	①鳥毛はたき、静電気除塵具等で除塵する。 ②汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。	1 M 2/M
(2)窓ガラス	①ガラス面に水又は中性洗剤を適正希釈したものを塗布し、汚れを分解して窓用スクイジーで汚水を除去する。 ②ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取る。 ③ガラス回りのサッシをタオルで清拭する。ただし、サッシの溝やサッシ全体の清拭は含まない。	2 M 2 M 2 M
(3)照明器具	洗剤(中性あるいは弱アルカリ性)を用いて管球、反射板、カバーなどを拭き、水拭きして仕上げる。汚れが落ちない場合は洗剤で拭き取り、タオルで乾拭きする。	1 Y
(4)吹出口、吸込口	①吹出口及び吸込口下の床面を養生する。 ②吹出口、吸込口及びその周辺を除塵する。 ③吹出口、吸込口、風量調整器及びその周辺の汚れに適正洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。	1 Y 1 Y 1 Y
(5)換気扇	①換気扇下の床面を養生する。 ②換気扇及びその周辺を除塵する。 ③換気扇及びその周辺の汚れに中性洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。	1 Y 1 Y 1 Y

④エレベーター（日常清掃、日常巡回清掃、定期清掃）

表3-7 エレベーター（日常清掃、日常巡回清掃）

清掃項目	清掃内容	清掃周期
1. 床の清掃	表3-1による	1 D
2. 床以外の清掃		
(1)壁・扉・操作盤	汚れた部分は水又は適正洗剤を用いて拭く。	1 D
(2)扉溝	真空掃除機で吸塵する。	1 D
3. 日常巡回清掃		
(1)床	汚れ、水滴等が付着した部分をモップで拭く。	1 D

表3-8 エレベーター（定期清掃）

清掃項目	清掃内容	清掃周期
1. 床の清掃	表3-1による	1 M
2. 床以外の清掃		
(1)壁・扉・操作盤	適正洗剤で拭きあげた後、水拭き及び乾拭きする。	1 M
(2)照明器具	洗剤(中性あるいは弱アルカリ性)を用いて管球、反射板、カバーなどを拭き、水拭きして仕上げる。汚れが落ちない場合は洗剤で拭き取り、タオルで乾拭きする。	1 Y
(3)吹出口、吸込口	①吹出口及び吸込口下の床面を養生する。 ②吹出口、吸込口及びその周辺を除塵する。	1 Y 1 Y

	③吹出口、吸込口、風量調整器及びその周辺の汚れに適正洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。	1 Y
--	--	-----

#### ⑤階段（日常清掃、定期清掃）

表3-9 階段（日常清掃）

清掃項目	清掃内容	清掃周期
1. 床の清掃	表3-1による	1 D
2. 床以外の清掃 (1)手すり	タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。	1 D
(2)窓台	タオル、ダストクロス等でほこりを取る。 タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。	1 D 1 D

表3-10 階段（定期清掃）

清掃項目	清掃内容	清掃周期
1. 床の清掃	表3-1による	1 M
2. 床以外の清掃 (1)壁	①鳥毛はたき、静電気除塵具等で除塵する。 ②汚れた部分を水又は適正洗剤を用いて拭く。	1 M 2 / M
(2)窓ガラス	①ガラス面に水又は中性洗剤を適正希釈したものを塗布し、汚れを分解して窓用スクイジーで汚水を除去する。 ②ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取る。 ③ガラス回りのサッシをタオルで清拭する。ただし、サッシの溝やサッシ全体の清拭は含まない。	2 M 2 M 2 M
(3)照明器具	洗剤(中性あるいは弱アルカリ性)を用いて管球、反射板、カバーなどを拭き、水拭きして仕上げる。汚れが落ちない場合は洗剤で拭き取り、タオルで乾拭きする。	1 Y

#### ⑥駐車場床（日常清掃）

ごみの拾い掃きのみを行うものとし、清掃周期は1Dとする。

#### ⑦廃棄物運搬・処分

- ・ 清掃により発生したごみは、産業廃棄物として産業廃棄物処理法に基づき適正な処理を行い、処理が完了した後は manifests 伝票を提出すること。
- ・ 産業廃棄物の運搬は、収集運搬業者として知事等の許可を受けている者が行うこと。
- ・ 発生した産業廃棄物は、産業廃棄物処理業者として知事等の許可を受けている処分先において処分すること。
- ・ 過年度の産業廃棄物発生量の状況  
年間のごみの発生量は約460kg

## 4 留意事項

- ・ 次に示す部分の清掃は、省略できるものとする。
  - (1)家具、什器があり、清掃不可能な部分（椅子等の容易に移動が可能なものを除く）
  - (2)電気が通電している部分または運転中の機器が近くにある等、清掃が極めて危険な部分
  - (3)あらかじめ施設管理担当者から省略の指示を受けた部分
- ・ 業務の実施に関しては、施設利用者及び発注者の業務等への支障や安全対策について十分に配慮し、盗難・その他事故の防止に努める。
- ・ 業務の実施に先立ち、業務を適正に行うため必要な事項を記載した作業体制表（業務責任者及び業務担当者を定める）・作業工程表及び作業手順書等を記載した業務計画書を事前に提出し、発注者の承認を受けた後、着工すること。
- ・ 業務が完了した際は、清掃前後の写真等を添付した業務報告書を作成し、発注者へ提出する。記録写真の撮影は原則として、次の(1)～(4)のとおりとし、日時・箇所・作業内容等を記載する。

- (1) 着手前の状況写真
- (2) 作業状況の確認写真
- (3) 使用材料等の写真
- (4) 作業完了後の状況写真

- ・ 業務責任者及び業務担当者に作業衣、名札等を着用させ、業務に従事する者であることを明確にすること。
- ・ 精密機械・機器の設置場所においては、衝撃・火気及び湿気等に十分に注意すること。
- ・ 建物、工作物及び備品等に棄損を発見したとき、または損害を与えたときは、直ちに発注者へ報告し、適切な処置を行うこと。
- ・ その他、本仕様書および後述の関係法令・基準等に定めのない事項について疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ、定めるものとする。

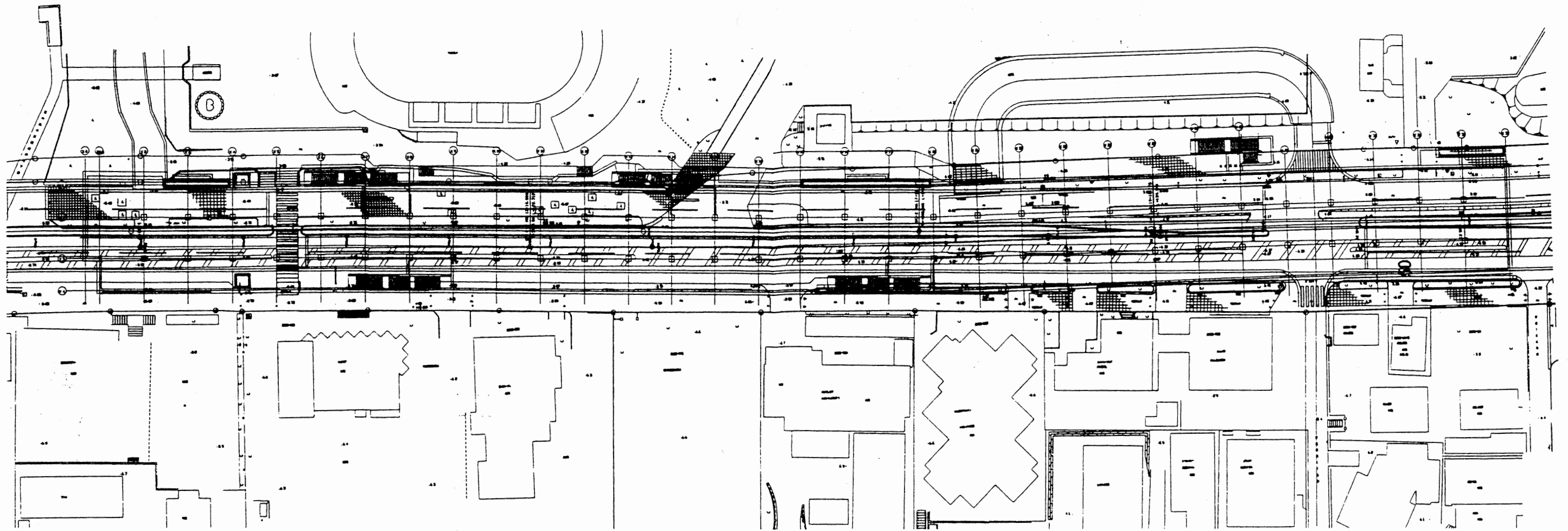
## 5 遵守すべき法令・基準等

本仕様書のほか、廃棄物処理法等の法令、建築保全業務共通仕様書の最新版を遵守して作業を行うこと。

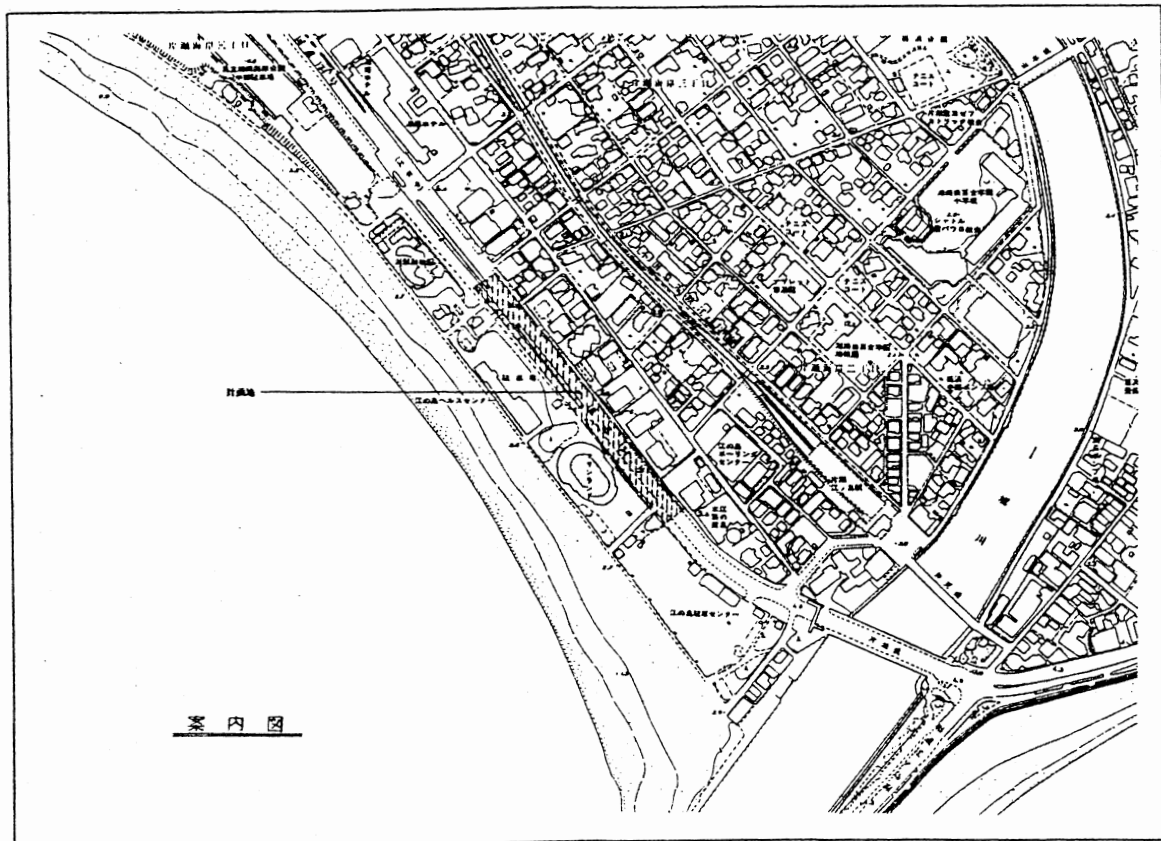
## 6 その他

表6-1 添付図面一覧

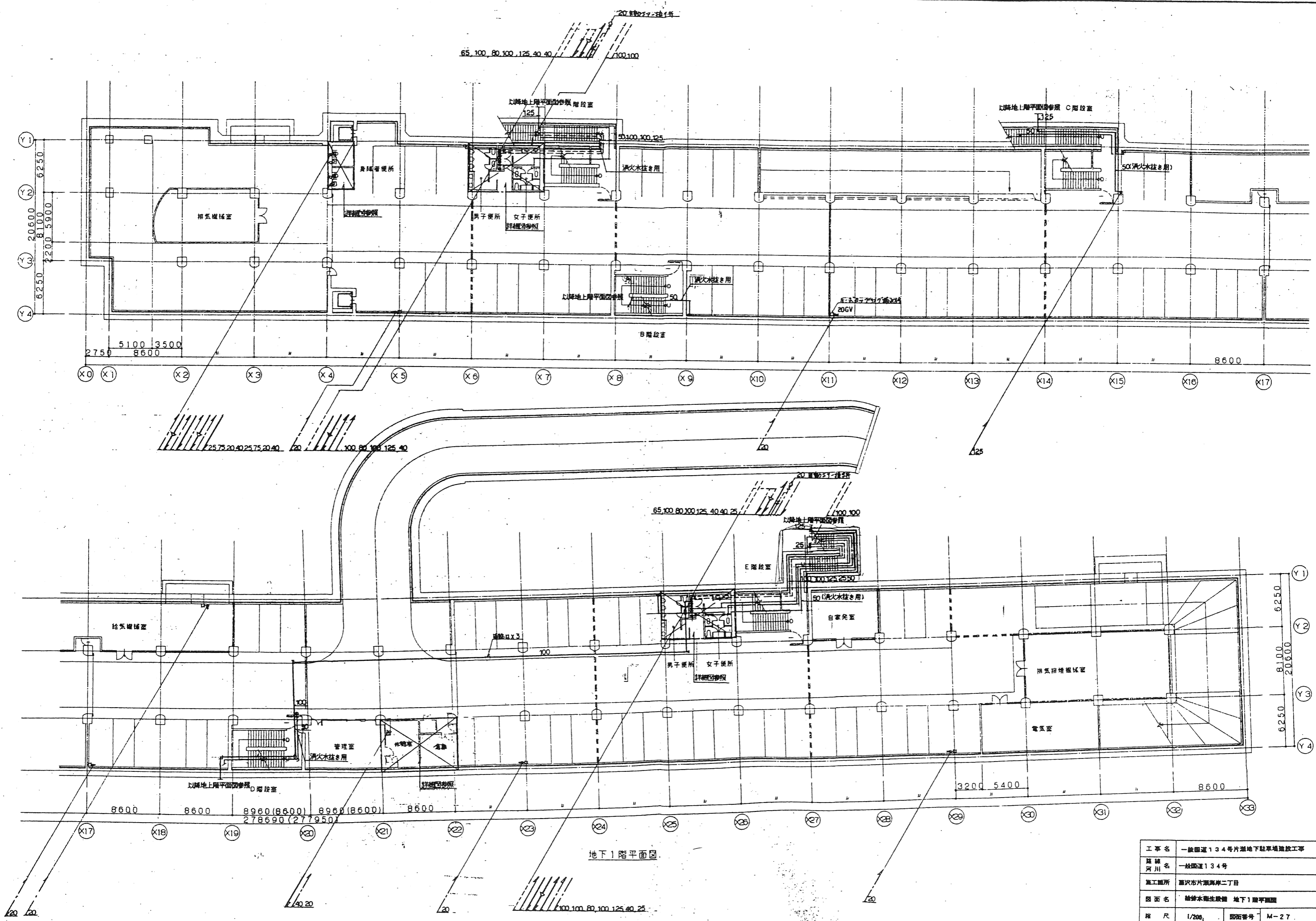
図面番号	名 称	縮 尺 (A1版)
E-2	案内図・配置図	1/300
M-27	給排水衛生設備 地下1階平面図	1/200
M-28	給排水衛生設備 地下2階平面図	1/200
M-29	給排水衛生設備 詳細図(1)	1/50
M-30	給排水衛生設備 詳細図(2)	1/50



配置図 S-1:250



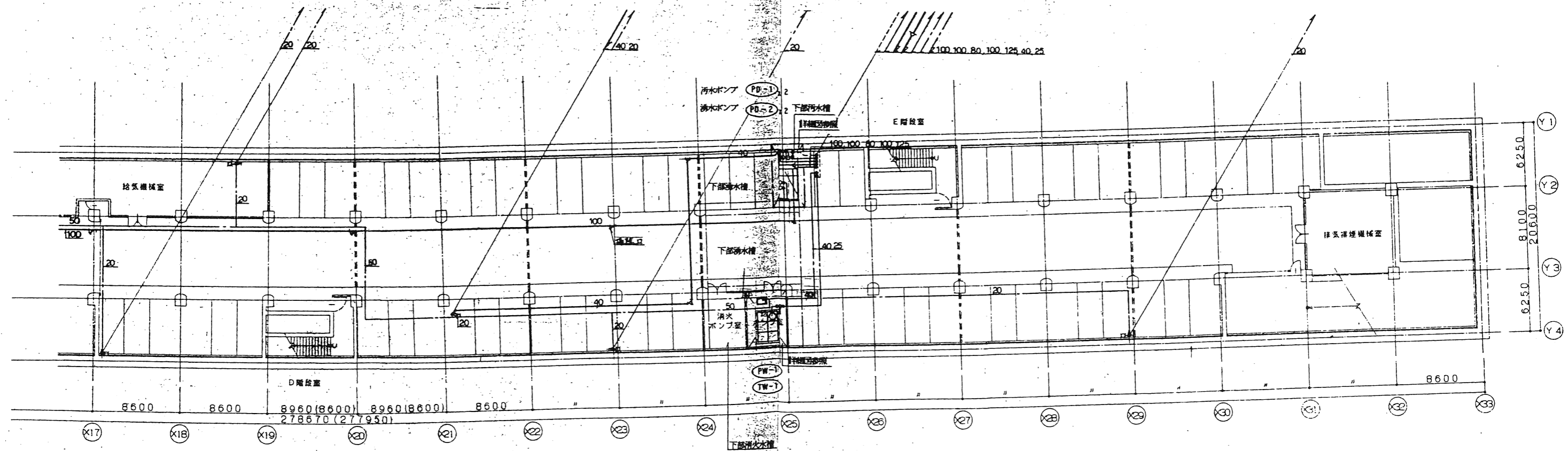
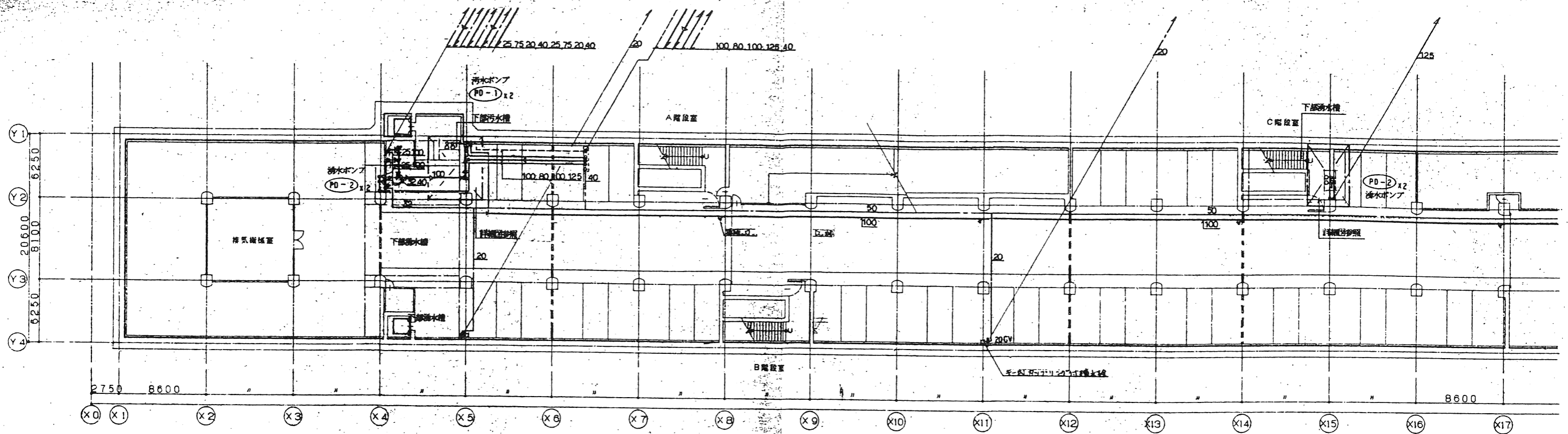
工事名			
路線名	一般国道134号		
河川名			
施工箇所	藤沢市片堤海岸二丁目		
図面名	案内図・配置図		
縮尺	1/300	図面番号	E-2
建築	設計者		
神奈川県湘南なぎさ事務所			



地下1階平面図

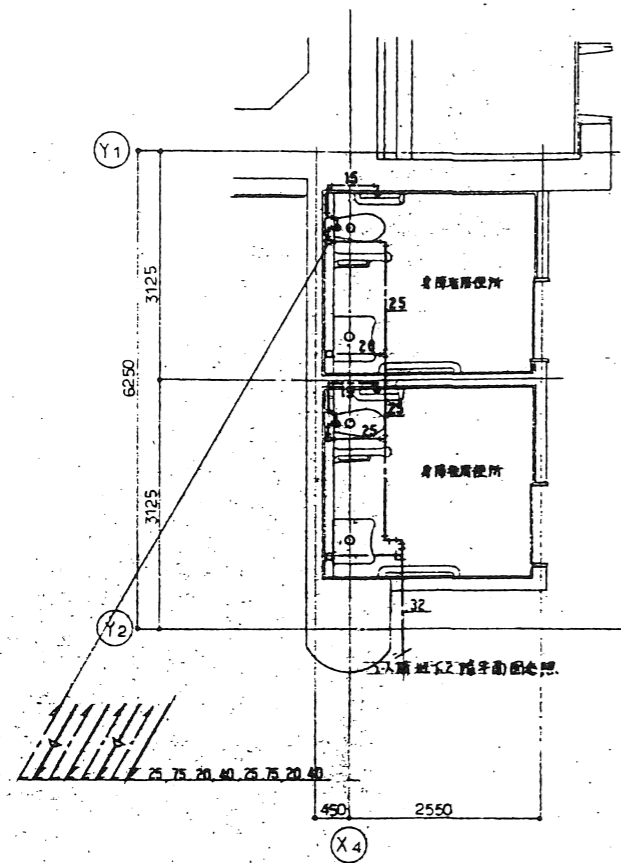
工事名	一般国道134号片瀬地下駐車場建設工事		
路線名	一般国道134号		
施工場所	高崎市片瀬海岸二丁目		
図面名	給排水衛生設備 地下1階平面図		
縮尺	1/200	図面番号	M-27
製図		設計者	
神奈川県湘南なぎさ事務所 214			



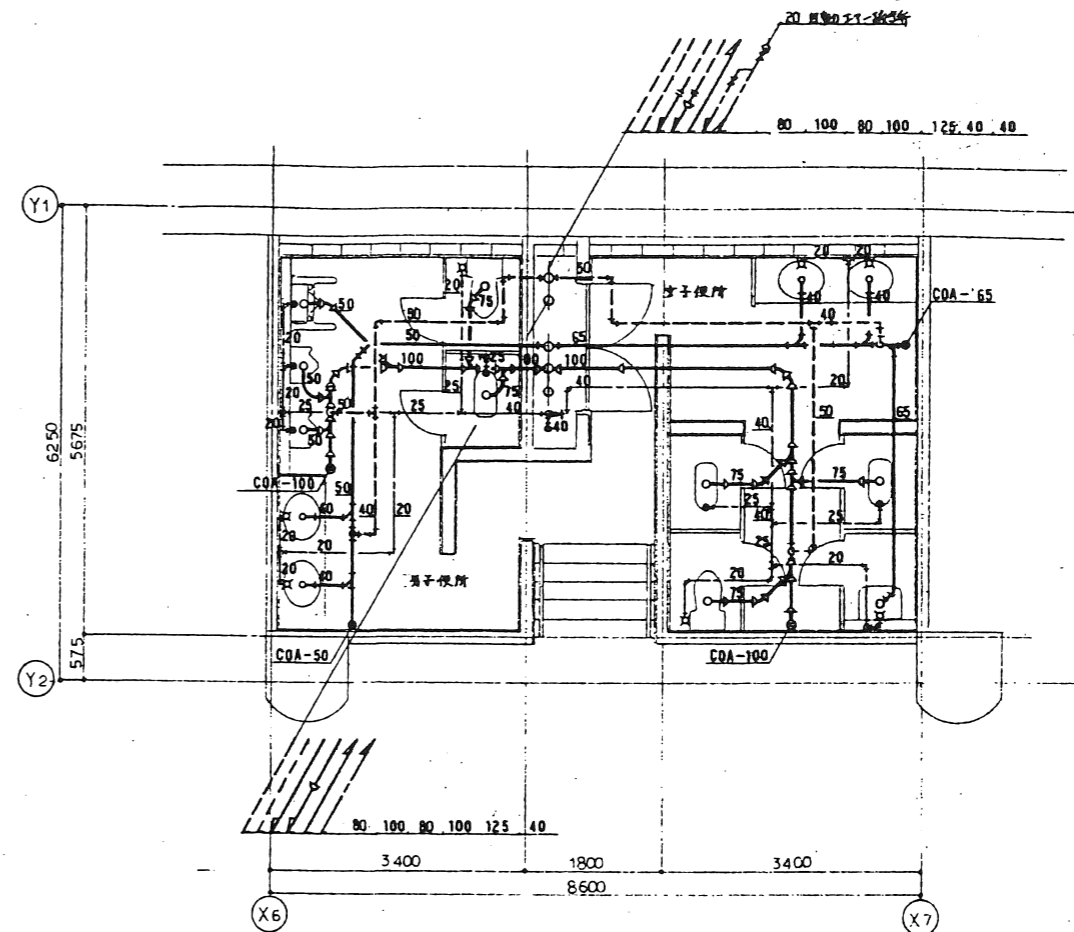


地下2階平面図

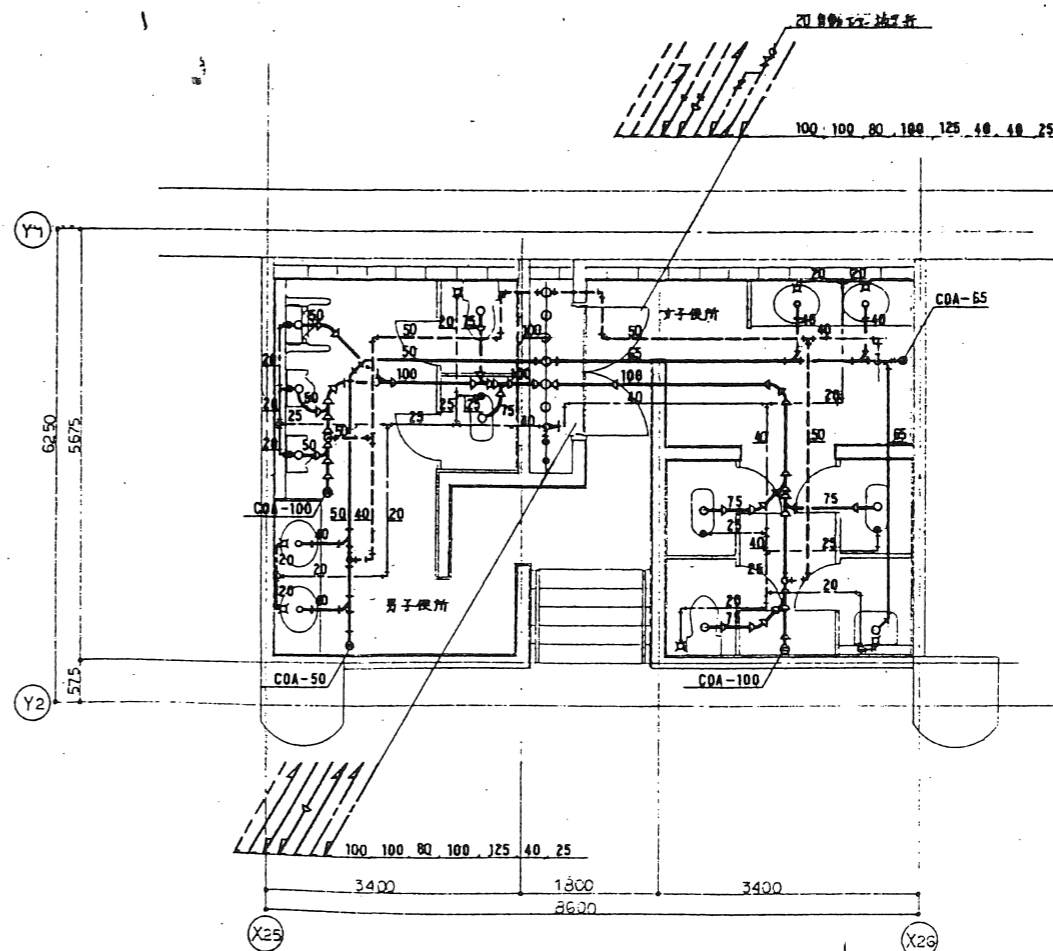
工事名	一般国道134号片瀬地下駐車場建設工事		
路線名	一般国道134号		
施工箇所	横浜市片瀬海岸二丁目		
図面名	給排水衛生設備 地下2階平面図		
縮尺	1/200	図面番号	M-28
図面		設計者	
神奈川県湘南なぎさ事務所 215			



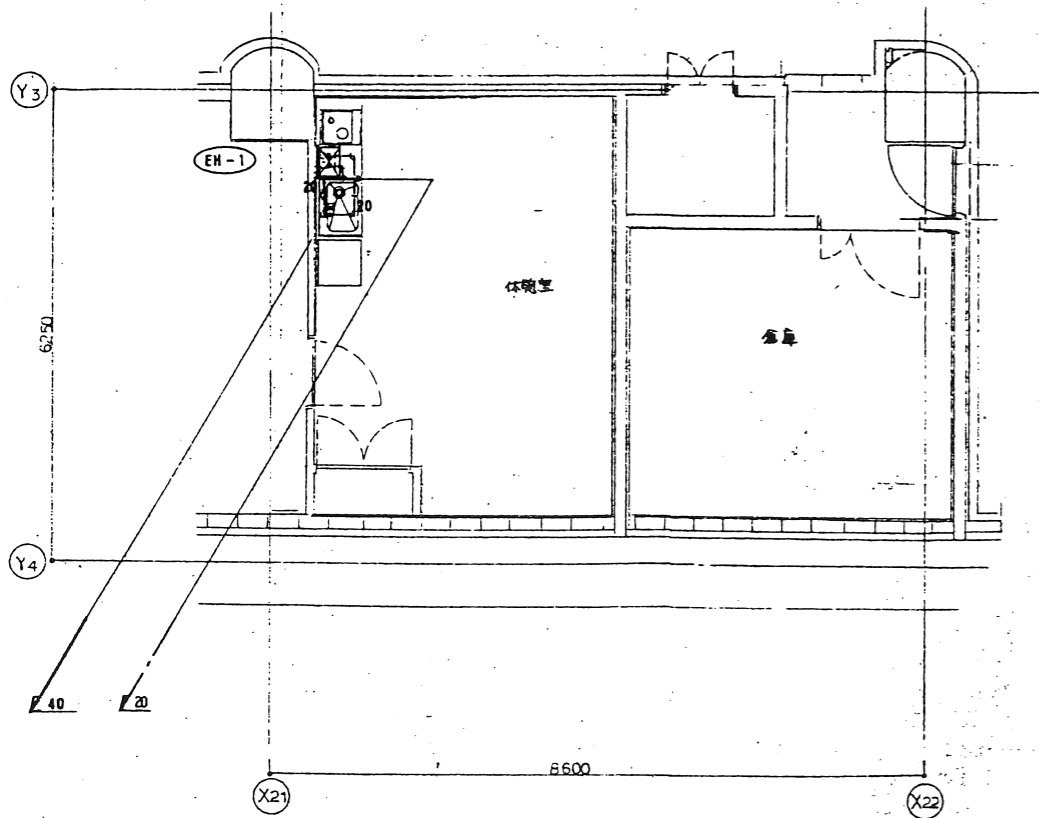
地下1階 身障者用便所詳細図 1/50



地下1階 男子・女子便所詳細図 1/50

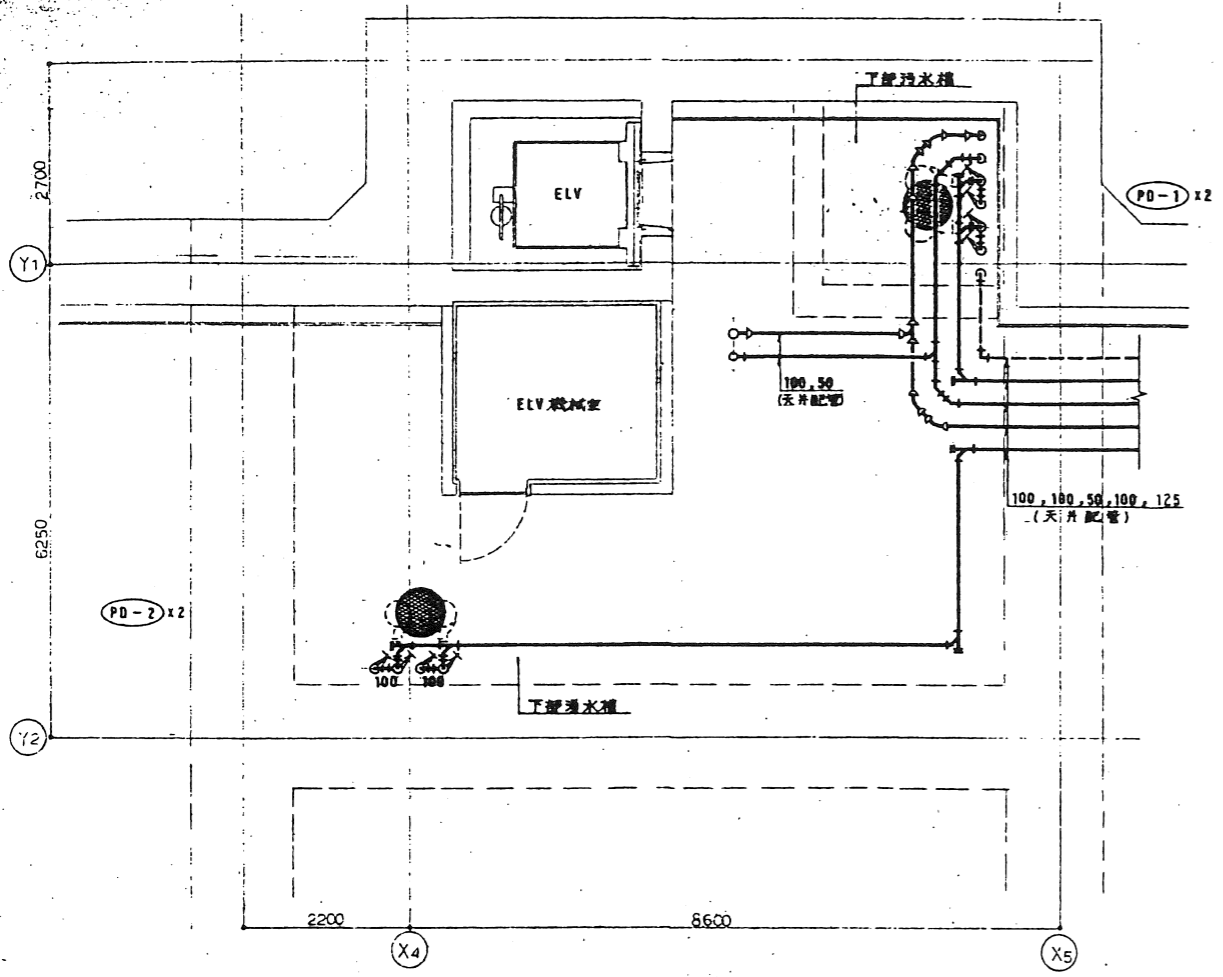


地下1階 男子・女子便所詳細図 1/50

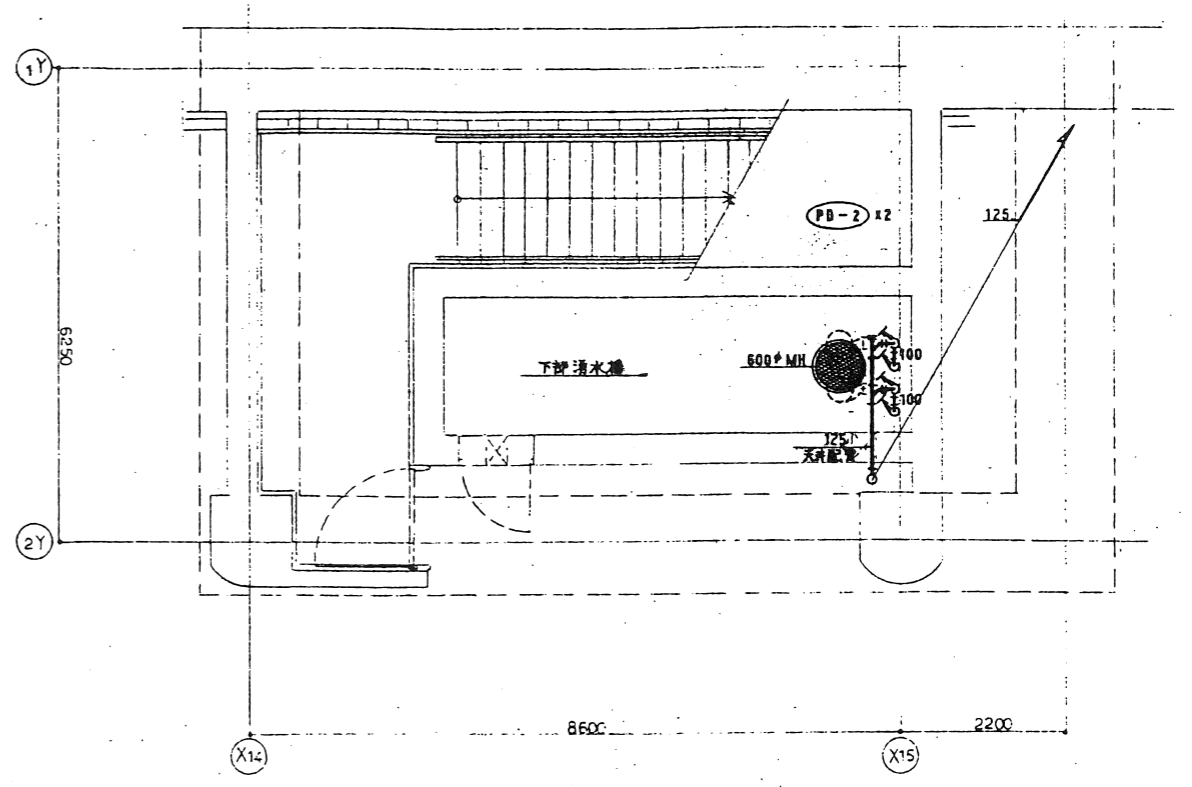


地下1階 休憩室詳細図 1/50

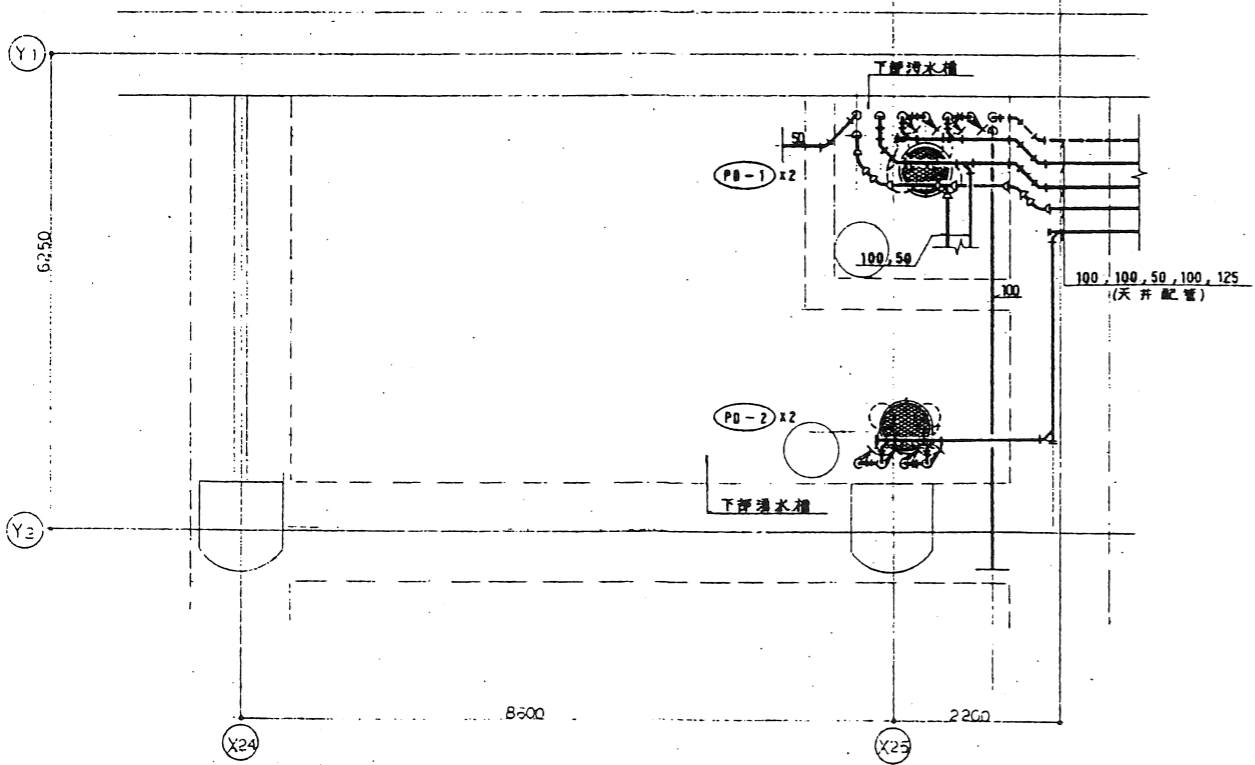
工事名	一般国道134号片瀬地下駐車場建設工事		
路線名	一般国道134号		
施工場所	厚沢市片瀬海岸二丁目		
図面名	給排水衛生設備 詳細図(1)		
縮尺	1/50	図面番号	M-28
製図		設計者	
神奈川県湘南なぎさ事務所 216			



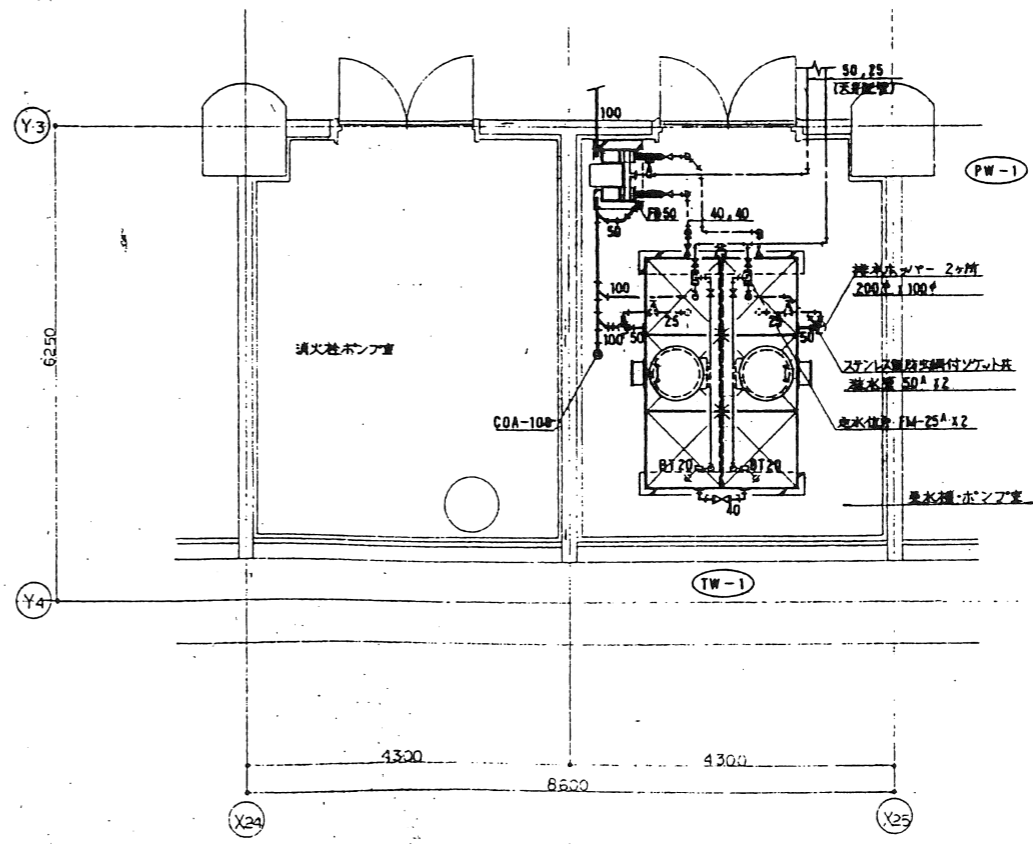
地下2階 汚水槽・排水槽詳細図 1/50



地下2階 排水槽詳細図 1/50



地下2階 汚水槽・排水槽詳細図 1/50



地下2階 配水管・ポンプ室詳細図 1/50

工事名	一般国道134号片瀬地下駐車場建設工事		
路線名	一般国道134号		
施工場所	厚沢市片瀬海岸二丁目		
図面名	給排水衛生設備 詳細図 (2)		
縮尺	1/50	図面番号	M-30
棟長		設計者	
神奈川県湘南なぎさ事務所217			

## 06 エレベーター保守点検業務 参考仕様書

### 1 業務の目的

本業務は、片瀬海岸地下駐車場に設置されたエレベーター設備に対して、本仕様書および関係法令等に従い点検等を行い、その結果を関係機関へ報告することで、当該設備を良好な状態に維持することを目的とする。

### 2 対象設備

本業務における保守点検の対象設備は油圧式エレベーター 2 基（日立ビルシステム製：HRF-11-C045）とし、設備の明細は表2-1のとおりとする。

表2-1 エレベーター設備一覧

用途種別	普及型エレベーター（油圧式乗用兼車椅子用）
付加装置	地震時管制運転（P・S波）
	停電時自動着床運転
	火災時管制運転
	オートアナウンス装置付き
運転方式	乗合全自動方式（乗捨て方式）
積載量	750 kg
定員	11 名
定格速度	45m/min
ドア	2 枚戸、中央開き、電動開閉式
停止箇所	3 箇所（1 階・地下 1 階・地下 2 階）
電動機	15kw
制御方式	油圧可変電圧可変周波数制御
台数	2 台

### 3 業務概要

#### (1) 保守点検等の頻度・内容

前述の対象設備に対し、表3-1～表3-2に示す内容のうち、対象設備が該当する項目について点検を行う。なお、契約方式はPOG契約とする。また、点検周期の表記は、次による。

- ・「1M」は、1月毎に行うものとする。
- ・「3M」は、3月毎に行うものとする。
- ・「6M」は、6月毎に行うものとする。
- ・「1Y」は、1年毎に行うものとする。

表3-1 油圧式エレベーター

点検項目	点検内容	点検周期
1. 機械室	① 機械室への通行及び出入りに支障がないことを確認する。 ② 出入口扉の施錠の良否を確認する。	1M
		1M
(2)室内環境	① 室内清掃及びエレベーターの機能上又は保全の実施上支障のないことを確認する。 ② 室内又は制御盤内の温度の良否を点検する。 ③ エレベーターに係る設備以外のものの有無を確認する。	1M
		1M
		3M
(3)消火器等	① 出入口付近に消火器又は消火砂が設けられていることを確認する。 ② 火気厳禁の表示の有無を確認する。	1Y
		1Y

(4)主開閉器・受電盤・制御盤・起動盤・信号盤	<p>① 作動の良否を点検する。</p> <p>② 端子の緩み及びヒューズエレメントの異常の有無を点検する。</p> <p>③ 次に示す回路の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電動機主回路</li> <li>・制御回路</li> <li>・信号回路</li> <li>・照明回路</li> </ul> <p>④ 主開閉器の操作及び作動の良否を点検する。</p> <p>⑤ 電磁接触器の接点摩耗の有無を点検する。</p> <p>⑥ 制御盤内を清掃する。</p> <p>⑦ プリント板の汚れ及び冷却ファンの回転状態の異常の有無を点検する。</p>	<p>1M</p> <p>1Y</p> <p>1Y</p> <p>6M</p> <p>6M</p> <p>1Y</p> <p>6M</p>
(5)電動機	<p>① 作動の良否を点検する。</p> <p>② 異常音、異常振動及び異常温度の有無を点検する。</p> <p>③ 電動機エンコーダ及びパイロットゼネレータの作動の良否を点検する。</p> <p>④ 電動機用冷却ファンの作動の良否を点検する。</p> <p>⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。</p>	<p>1M</p> <p>1M</p> <p>1M</p> <p>1M</p> <p>1Y</p>
(6)パワーユニット	<p>① 圧力計の指示値が正常であることを確認する。</p> <p>② ポンプの油漏れ及び異常音、異常振動等の有無を点検する。</p> <p>③ 駆動ベルトの張力の良否を点検する。</p> <p>④ 油圧タンク油量の適否及び油漏れの有無を点検する。</p> <p>⑤ 油圧タンク内油の汚れの有無及び油温の適否を点検する。</p> <p>⑥ 油圧タンクの取付け状態の良否を点検する。</p> <p>⑦ 安全弁の作動の良否を点検する。</p> <p>⑧ 逆止弁の作動の良否を点検する。</p> <p>⑨ 手動下降弁の作動の良否を点検する。</p> <p>⑩ 油フィルターの汚れの有無を点検する。</p> <p>⑪ 電磁バルブの作動の良否を点検する。</p> <p>⑫ オイルクーラー用冷却ファンの回転状態及び冷却効果の異常の有無を点検する。</p> <p>⑬ 水冷クーラー用冷却水量の適否を点検する。</p> <p>⑭ 油圧流量コントロールモーターの作動の良否を点検する。</p> <p>⑮ 油圧流量コントロール装置カムスイッチ接点の磨耗の有無を点検する。</p>	<p>1M</p> <p>1M</p> <p>6M</p> <p>3M</p> <p>1Y</p> <p>1Y</p> <p>1Y</p> <p>1Y</p> <p>1Y</p> <p>1Y</p> <p>1M</p> <p>6M</p> <p>1Y</p> <p>1Y</p> <p>1Y</p>
(7)圧力配管	<p>① 油漏れの有無及び継手部の接続の良否を点検する。</p> <p>② 圧力配管の固定状態を点検する。</p>	<p>1Y</p> <p>1Y</p>
(8)高圧ゴムホース	油漏れの有無及び継手部の接続の良否を点検する。	3M
(9)空転防止装置	規定の時間内に確実に作動することを確認する。	1Y
(10)機器の耐震対策	地震その他の振動による移動、転倒及び主索外れ防止装置の良否を点検する。	1Y
2. かご		
(1)運行状態	加速・減速の良否並びに着床段差及び異常振動の有無を点検する。	1M
(2)かご室の周壁、天井および床	摩耗、さび及び腐食による劣化の有無を点検する。	1M
(3)かごの戸および敷居	<p>① ドアシュー及び敷居溝の摩耗の有無を点検する。</p> <p>② 取付け状態の良否及び戸の隙間の適否を点検する。</p> <p>③ ビジョンガラスの汚れの有無を点検する。</p>	<p>3M</p> <p>1Y</p> <p>3M</p>
(4)かごの戸ハンガーローラ	<p>① 取付け状態及び作動の良否を点検する。</p> <p>② ハンガーのおどり止めの状態が適切であることを確認する。</p>	<p>6M</p> <p>6M</p>
(5)かごの戸連動ロープ及びチェーン	連動ロープ、チェーンのテンション状態及び破断、摩耗並びに取付け状態の良否を点検する。	1Y
(6)ドアレール	<p>① 取付け状態の良否を点検する。</p> <p>② 摩耗及びさびの有無を点検する。</p>	<p>6M</p> <p>6M</p>
(7)かごの戸のスイッチ	<p>① 取付け状態の良否を点検する。</p> <p>② 作動の良否を点検する。</p>	<p>6M</p> <p>1M</p>

(8)戸閉め安全装置	① 戸の反転動作機能の良否を点検する。 ② ケーブルの取付け状態及び損傷の有無を点検する。	1M 1Y
(9)かご操作盤	① 作動の良否を点検する。 ② 取付け状態の良否を点検する。	1M 1M
(10)かご内位置表示灯	球切れの有無を点検する。	1M
(11)外部への連絡装置	① 呼出し及び通話の良否を点検する。 ② 装置の異常の有無を点検する。	1M 1M
(12)照明	① 球切れ及びちらつきの有無を点検する。 ② 照明カバーの取付け状態の良否及び汚れの有無を点検する。	1M 1M
(13)換気扇及びファン	① 回転状態の作動の良否を点検する。 ② ルーバーの汚れの有無を点検する。	1M 1M
(14)停止スイッチ	作動の良否を点検する。	1M
(15)注意銘板の表示	用途、積載質量（又は積載量）及び最大定員の表示の適否を点検する。	1M
(16)停電灯装置	① 点灯状態の良否を点検する。 ② 基準照度を基準時間以上保持できる状態のバッテリーであることを確認する。	1M 1Y
(17)各階強制停止装置	作動の良否を点検する。	6M
(18)かご床先と昇降路壁の水平距離	出入口の床先とかごの床先との水平距離及びかご床先と昇降路壁(乗用又は寝台用のエレベーターに限る)との水平距離が規定値内にあることを確認する。	1Y
(19)光電装置	作動の良否を点検する。	1M
(20)鏡及び手すり	取付け状態の良否を点検する。	1M
(21)床合せ補正装置	着床面を基準として規定値内の位置において補正することができることを確認する。	1M
(22)ドアゾーン行過ぎ制限装置	作動の良否を点検する。	1Y
3. かごの周囲・昇降路		
(1)かごの上部の外観	汚れの有無を点検する。	1M
(2)非常救出口	① かご外部からの開閉の良否を点検する。 ② 救出ロスイッチを作動させた場合にエレベーターが停止することを確認する。	6M 6M
(3)戸の開閉装置	① 戸の開閉状態及び開閉時間の良否を点検する。 ② 開閉機構の取付け状態の良否を点検する。 ③ 軸受の異常音及び異常温度の有無を点検する。 ④ 駆動チェーン・ベルトのテンション及び伸びの異常の有無を点検する。 ⑤ 電動機コンミュテータ、カーボンブラシの荒損及び摩耗の有無を点検する。 ⑥ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。 ⑦ ギヤオイル・グリースの漏れ及び劣化の状態を点検する。 ⑧ 各スイッチ接点の摩耗の有無を点検する。 ⑨ 制御抵抗管の状態を点検する。	1M 1Y 1Y 1Y 1Y 1Y 1Y 1Y
(4)リタイアリングカム	取付け状態及び作動の良否並びに摩耗の有無を点検する	6M
(5)かご上安全スイッチ及び運転装置	作動の良否を点検する。	6M
(6)ガイドシュー又はローラーガイド	取付け状態の良否及び摩耗の有無を点検する。	1Y

(7)主索および调速機ロープ	① 摩耗及びさびの有無を点検する。 ② 破断の有無を点検する。 ③ 取付け状態の良否並びにダブルナット及び割ピンの劣化の有無を点検する。 ④ すべての主索が、ほぼ均等な張力であることを点検する。	1Y 1Y 1Y 6M
(8)主策の緩み検出装置	作動の良否を点検する。	1Y
(9)ガイドレールおよびブランケット	① 取付け状態の良否を点検する。 ② さび、変形及び摩耗の有無を点検する。	1M 1Y
(10)はかり装置	作動した場合に警報を発し、かつ、戸が閉まらないことを確認する。	1Y
(11)上部ファイナルリミットスイッチ	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 作動の良否を点検する。	6M 6M
(12)頂部安全距離確保スイッチ	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 作動させた場合に、頂部安全距離が規定値以上確保できることを確認する。	6M 6M
(13)頂部網車	① 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無を点検する。 ② ロープ溝の摩耗の有無を点検する。 ③ 取付け状態の良否及びき裂の有無を点検する。 ④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1Y 1Y 1Y 1Y
(14)誘導板及びリミットスイッチ	取付け状態の良否を点検する。	1Y
(15)中間つなぎ箱及び配管	① ケーブルの取付け状態の良否を点検する。 ② 昇降機に直接関係のない配管配線がないことを確認する。	1Y 1Y
(16)着床装置	作動の良否を点検する。	1M
(17)給油器	① 給油機能の状態を点検する。 ② 油量の適否を点検する。	6M 6M
(18)油圧シリンダー及びプランジャー	① 取付けの良否並びに油漏れ、さび、損傷等の劣化の有無を点検する。 ② グランド部汚れ及び油戻しホースの取付け状態の良否を点検する。	1Y 1Y
(19)プランジャー離脱防止装置	① 作動の良否を点検する。 ② かごを最上階より微速で上昇させ、プランジャーが離脱防止装置で停止したとき、頂部すき間が規定値以上であることを確認する。 ③ プランジャーリミットスイッチの作動の良否を点検する。	1Y 1Y 1Y
(20)プランジャー頂部網車	① 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無を点検する。 ② ロープ溝の摩耗の有無を点検する。 ③ 取付け状態の良否及びき裂の有無を点検する。 ④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1Y 1Y 1Y 1Y
(21)昇降路	① 各出入口敷居下部の保護板の取付け状態の良否を点検する。 ② エレベーターに係る設備以外のものの有無を点検する。 ③ 昇降路の亀裂、損傷及び汚れの有無を点検する。 ④ 地震その他の振動でかご及びロープが昇降路内の壁、機器と接触しない措置が施されていることを確認する。	1Y 6M 1Y 1Y
4. 乗場		
(1)乗場ボタン	① 乗場呼びの作動の良否を点検する。 ② 取付け状態の良否を点検する。	1M 1M
(2)位置表示灯	表示灯の球切れの有無を点検する。	1M
(3)非常解錠装置	解錠に支障がないことを確認する。	1Y
(4)乗場の戸及び敷居	① ドアシュー及び敷居溝の摩耗の有無を点検する。 ② 取付け状態の良否及び戸の隙間の適否を点検する。 ③ ビジョンガラスの汚れの有無を点検する。	6M 1Y 3M
(5)ドアインターロックスイッチ	① 作動の良否を点検する。 ② 取付け状態の良否を点検する。	1M 6M

(6)ドアクローザ	ドア閉端で自動的に閉じる機能に異常がないことを確認する。	6M
(7)乗場の戸ハンガーローラ	① 取付け状態及び作動の良否を点検する。 ② ハンガーのおどり止めの状態が適切であることを確認する。	1Y 1Y
(8)乗場の戸連動ロープ及びチェーン	連動ロープ、チェーンのテンション状態及び破断、摩耗並びに取付け状態の良否を点検する。	1Y
(9)ドアレール	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 摩耗及びさびの有無を点検する。	6M 6M
(10)光電装置など	作動の良否を点検する。	1M
5. ピット		
(1)環境状況	① 漏水の有無を点検する。 ② 汚れ及びエレベーターに係る設備以外のものの有無を点検する。	1M 6M
(2)保守用停止スイッチ	作動の良否を点検する。	1Y
(3)非常止め装置	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 非常止め装置に異常のないことを確認する。	1Y 1Y
(4)かご下網車	① 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無を点検する。 ② ロープ溝の摩耗の有無を点検する。 ③ 取付け状態の良否及び亀裂の有無を点検する。 ④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1Y 1Y 1Y 1Y
(5)緩衝器	① 取付け状態の良否を点検する。 ② スプリングのさびの有無を点検する。	6M 6M
(6)かごと緩衝器との距離	かごが最下階に着床しているときのかごと緩衝器との距離が、下降定格速度に応じ、基準内であることを確認する。	1Y
(7)油戻し装置	① 油漏れの有無及び作動の良否を点検する。 ② 油フィルターの汚れの有無を点検する。	6M 1Y
(8)ガバナロープ用及びその他の張り車	① 走行中に、異常音の有無を点検する。 ② ロープ溝の摩耗の有無を点検する。 ③ ピット床面との隙間の適否を点検する。 ④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1M 1Y 1Y 1Y
(9)かご側調速機	① 異常音及び異常振動の有無を点検する。 ② ロープ溝の摩耗の有無を点検する。 ③ 過速スイッチ及びキャッチの作動速度を測定し、その値が基準値に適合していることを確認する。 ④ 間接式の場合は、エンコーダの回転状態の異常の有無を点検する。 ⑤ 間接式の場合は、各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1M 1Y 1Y 1Y 1Y
(10)かご速度検出器	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 正しく機能していることを確認する。	6M 6M
(11)移動ケーブル	① かごの運行時に、揺れ及び振れに異常のないことを確認する。 ② 取付け状態の良否並びに損傷及び劣化の有無を点検する。	1Y 1Y
(12)下部ファイナルリミットスイッチ	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 作動の良否を点検する。	6M 6M
(13)底部安全距離確保スイッチ	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 作動させた場合に、頂部安全距離が規定値以上確保できることを確認する。	6M 6M
(14)耐震対策	地震その他の振動で、かごがピット内の機器と接触しない措置が施されていることを確認する。	1Y



表3-2 付加装置

点検項目	点検内容	点検周期
1. 付加装置		
(1)地震時管制運転装置	作動の良否を確認する。	1Y
(2)火災時管制運転装置	作動の良否を確認する。	1Y
(3)停電時自動着床装置	作動の良否を確認する。 バッテリー液に不足がないことを確認する。	1Y 3M
(4)オートアナウンス装置	作動の良否を確認する。	1M

#### 4 留意事項

- ・ 本作業に先立ち、業務を適正に実施するため必要な事項を記載した作業体制表・作業工程表及び作業手順書等の業務計画書を事前に提出し、発注者の承認を受けた後、着工すること。
- ・ 保守点検が完了した際は、点検写真等を添付した保守点検報告書を作成し、発注者へ提出する。
- ・ 作業中に既存建物及び工作物等に対して損傷を生じさせないように養生を施すものとし、損傷を与えた場合は、受託者の責任において原形復旧するものとする。ただし、受託者の責に帰さない事由による損害は除く。
- ・ 従事者に対し、業務を行うのに適した統一された服装及び名札を着用させ、業務の従事者であることを明確にすること。
- ・ 業務の履行を通じて知り得た業務上の情報を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。
- ・ 常に整理整頓に心掛け、業務終了時は、速やかに業務に関係した箇所の後片付け及び清掃を行わなければならない。
- ・ 補修及び修理等で、材料を伴わない軽微なものについては、点検中に対応を行うものとする。
- ・ 点検等で発見した、不具合又は不良の箇所等については、予備品・部品の取替等で応急処置を行うものとする。なお、応急処置が出来ない場合には、発注者と協議のうえ適切な予防処置を講じること。
- ・ 不具合・不良箇所及び故障等の修理による部品代及び修理費用は、この契約に含まないものとする。
- ・ その他、本仕様書および後述の関係法令・基準等に定めのない事項について疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ、定めるものとする。

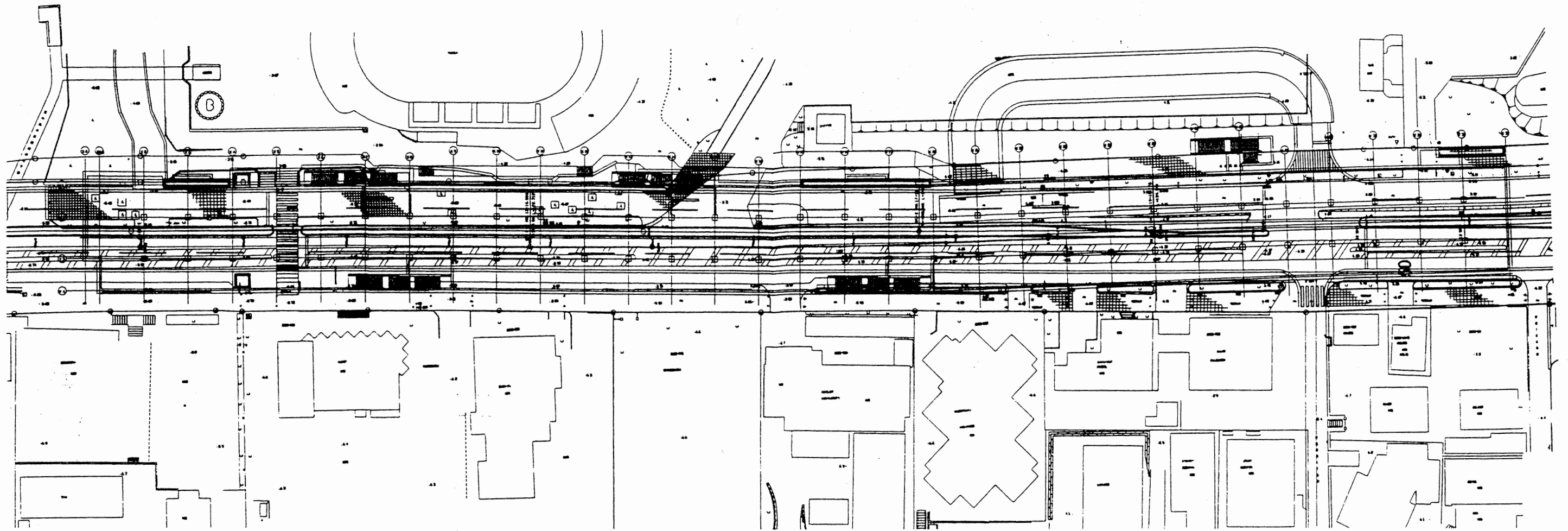
#### 5 遵守すべき法令・基準等

本仕様書のほか、建築基準法等の法令、建築保全業務共通仕様書の最新版を遵守して作業を行うこと。

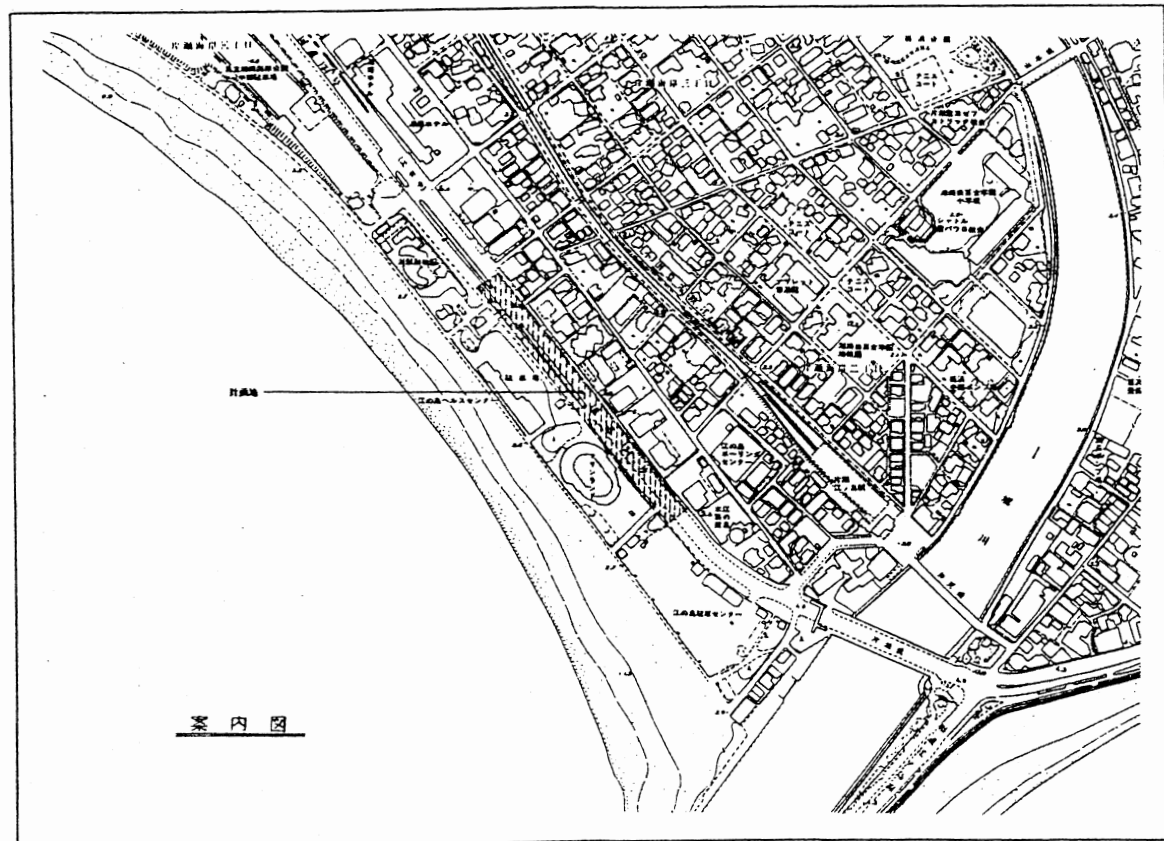
#### 6 その他

表6-1 添付図面一覧

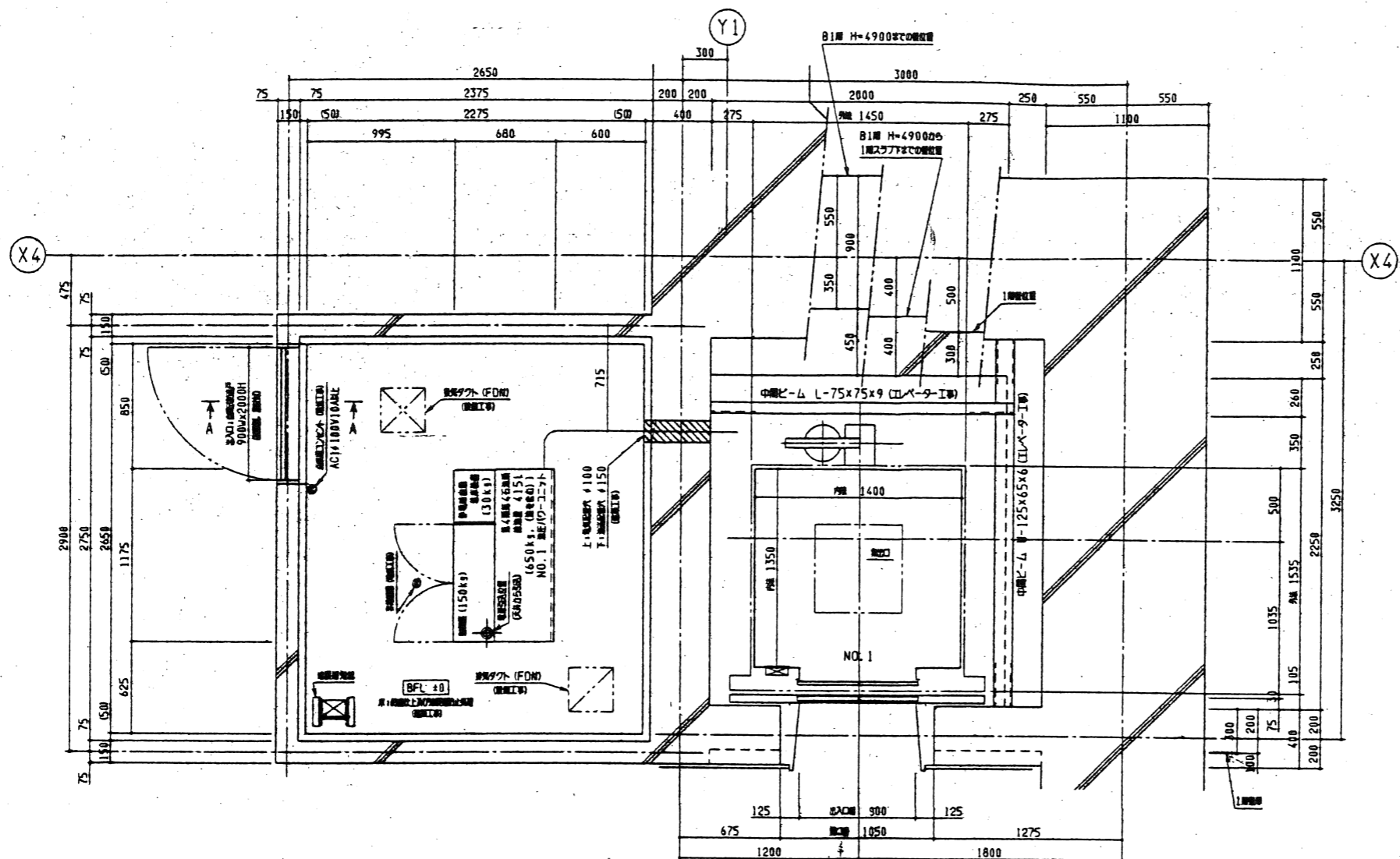
図面番号	名称	縮尺 (A1版)
E-2	案内図・配置図	1/300
E-46	エレベーター設備No.1平面図及び機器仕様	1/20
E-47	エレベーター設備No.1断面図	1/20、1/50
E-48	エレベーター設備No.2平面図及び機器仕様	1/20
E-49	エレベーター設備No.2断面図	1/20、1/50



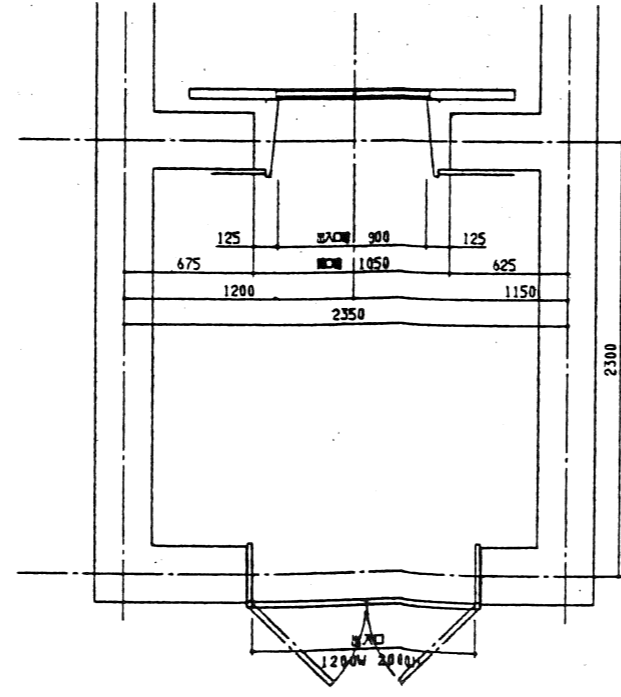
配置図 S-1:250



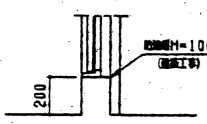
工事名			
路線名	一般国道134号		
河川名			
施工箇所	藤沢市片堤海岸二丁目		
図面名	案内図・配置図		
縮尺	1/300	図面番号	E-2
建築	設計者		
神奈川県湘南なぎさ事務所			



昇降路平面図及機室平面図 (1/20)



1階エントランス



断面AA (1/20)

★エレベーター仕様★

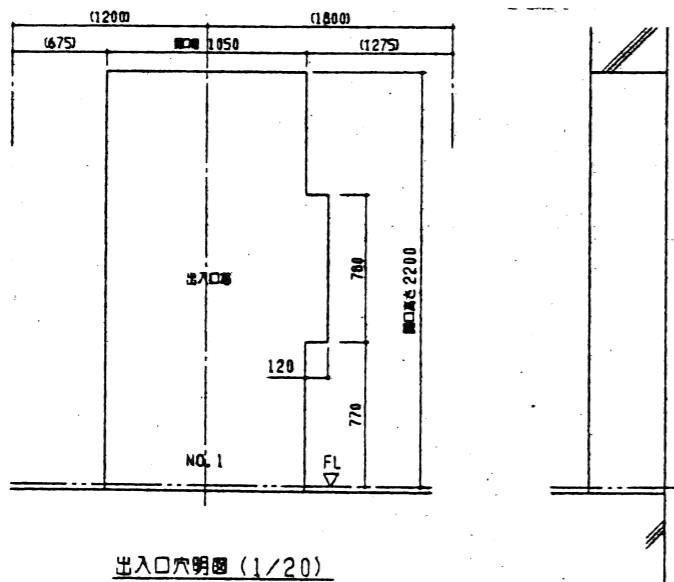
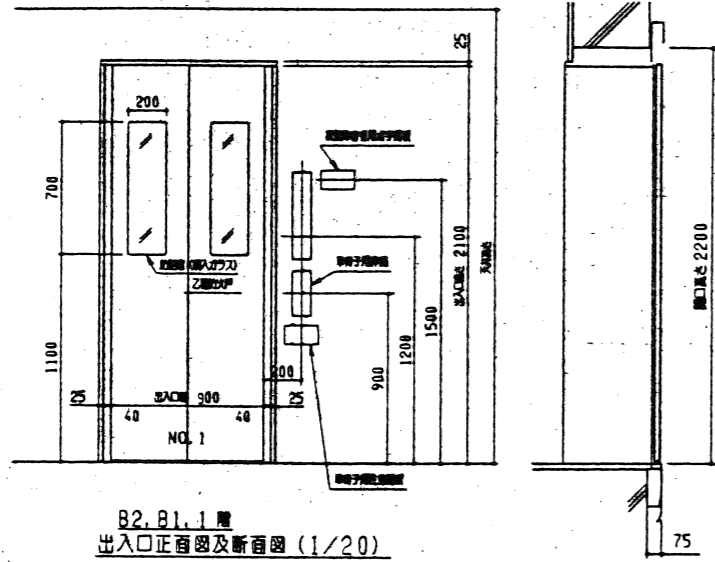
号 名	NO.1
形 式	油圧式曳引機リフト用
定 額 積 載	750kg 11人乗
定 額 速 度	45m/min
運 転 方 式	乗合全自動方式 (乗降方式)
制 動 方 式	油圧可変電圧可変周波数制御方式 (マイコン制御) (電磁ブレーキ付)
停 止 階	3箇所 (B2, B1, 1階)
かご内法	開口幅 1400mm 出入口高さ 800mm 出入口長さ 2100mm
電 動 機	AC 15kw 巻掛変圧トランス 1.514kVA用
電 源	AC3φ 200V 50Hz AC1φ 100V 50Hz
運 送 装 置	同時送付インターホン 油圧式送付装置 ワンフーズ付
特 記 仕 様	三方弁・大特ステンレスヘアライン仕上 (全層) 乗降扉・ステンレスヘアライン仕上 (全層) 扉仕様 (扉開閉仕様、夜間閉鎖仕様、キックプレート、音戸室内設置) 全層防犯カメラ かご天井照明 配線管保護用PVC波線管 火災警報装置付 (自警) 停電時自動降層装置 中継機 (2列) かご内手摺 (3方) かご床ゴムタイル 6mm 光電式扉閉鎖 (かご内、乗場2枚取付)

エレベーター除外工事

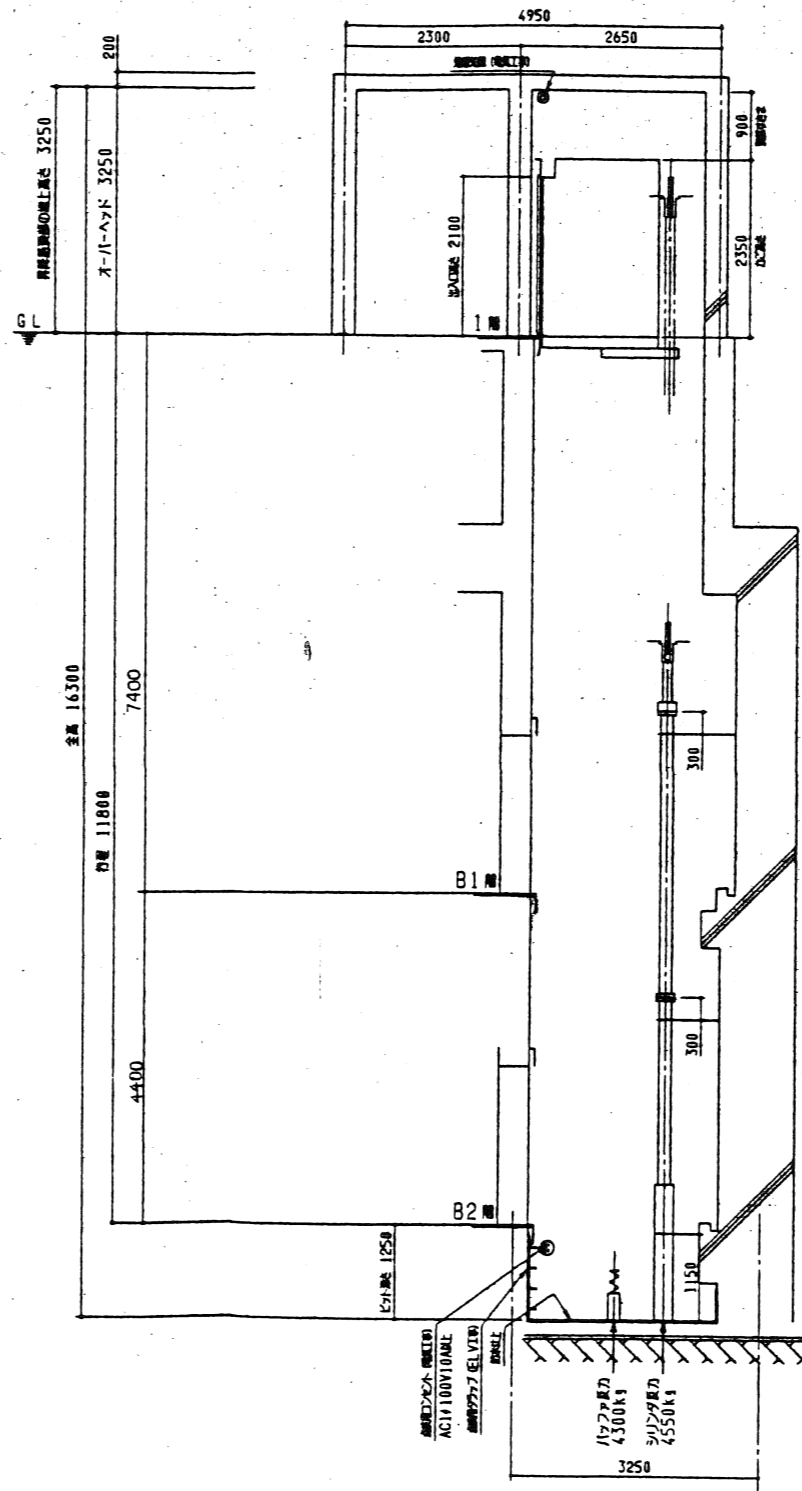
- (1) 建築工事関係
- ton吊りフック取付。標準積載を2として、3tonの積載の増強に耐えるもの。
  - 機械室床面仕上げの床の約磨仕上げ工事。
  - 床光用床 (乙種耐火)。
  - 出入口 (鋼製、鋼錠付)。900W X 2000H  
注) 機械室に至る安全通路の確保 (階段の幅は230mm以下、扉高は150mm以上とし、両側には壁又は手摺取付)。
  - ガラリ (鋼製F0付)。
  - 昇降路出入口廻りの穴明け工事。
  - 消火器、消火器及び警報装置工事。
  - 送油防止せき設置及び油圧、電気配管用穴明け工事。
  - 機械室~昇降路間の送付配管保護 (点検口含む) 工事。
- (2) 電気工事関係
- (1) 引込電線 (動力用線は機械室までの引込距離により下記とする)
- |                         |   |
|-------------------------|---|
| 1) 動力用電線 AC3φ 200V 50Hz | X1回線                                    |
| MCB容量 75A               | 最大引込距離 (m) 125 181 264                  |
| トランス容量 16kVA            | 線サイズ (mm <sup>2</sup> ) 38.0 68.0 100.0 |
| 2) 照明用電線 AC1φ 100V 50Hz | 2mm <sup>2</sup> X1回線                   |
| 3) インターホン用配管配線          | 0.75mm <sup>2</sup> X11本                |
| 4) アース線 (第3種)           | 5.5mm <sup>2</sup>                      |
- (2) 点検用コンセントAC100V10A以上。
- 最下停止階から手の届くピット内 (1箇所/台)。
  - 機械室内出入口周縁部。
- (3) 換気扇 (鋼製F0付、サーモスイッチと連動)。
- ※ 床面から下部高さ1800未満の場合は保護ガード付とする
- 注) 機械室内の換気設備量は2200kcal/h (消費換気量は1500m<sup>3</sup>/h) となる。最高室温を40°C以下に保つ換気設備 (対巻の位置に2箇所以上) を設ける。
- (4) 煙感知器。(昇降路外部から検出可能とする)
- (5) 機械室内照明は非常照明とする。

エレベーター運転監視用として電線中継室からエレベーター機械室までの電気配管工事を行うこと。(最小直径25mm) 詳細は電気設備施工規則による。

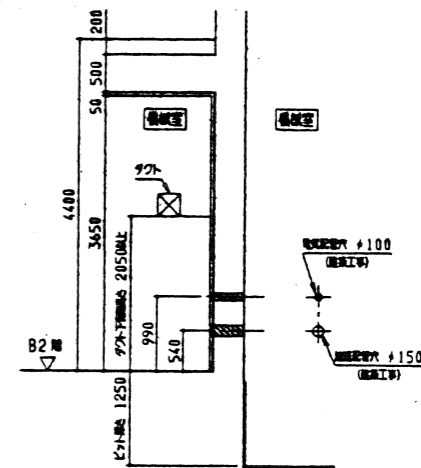
工事名			
路線名	一般国道134号		
施工場所	鹿次市片瀬海岸二丁目		
図面名	エレベーター機室 NO.1 平面図及び断面図		
縮尺	1/20	図面番号	E-46
製 表		設計者	
神奈川県湘南なぎさ事務所			



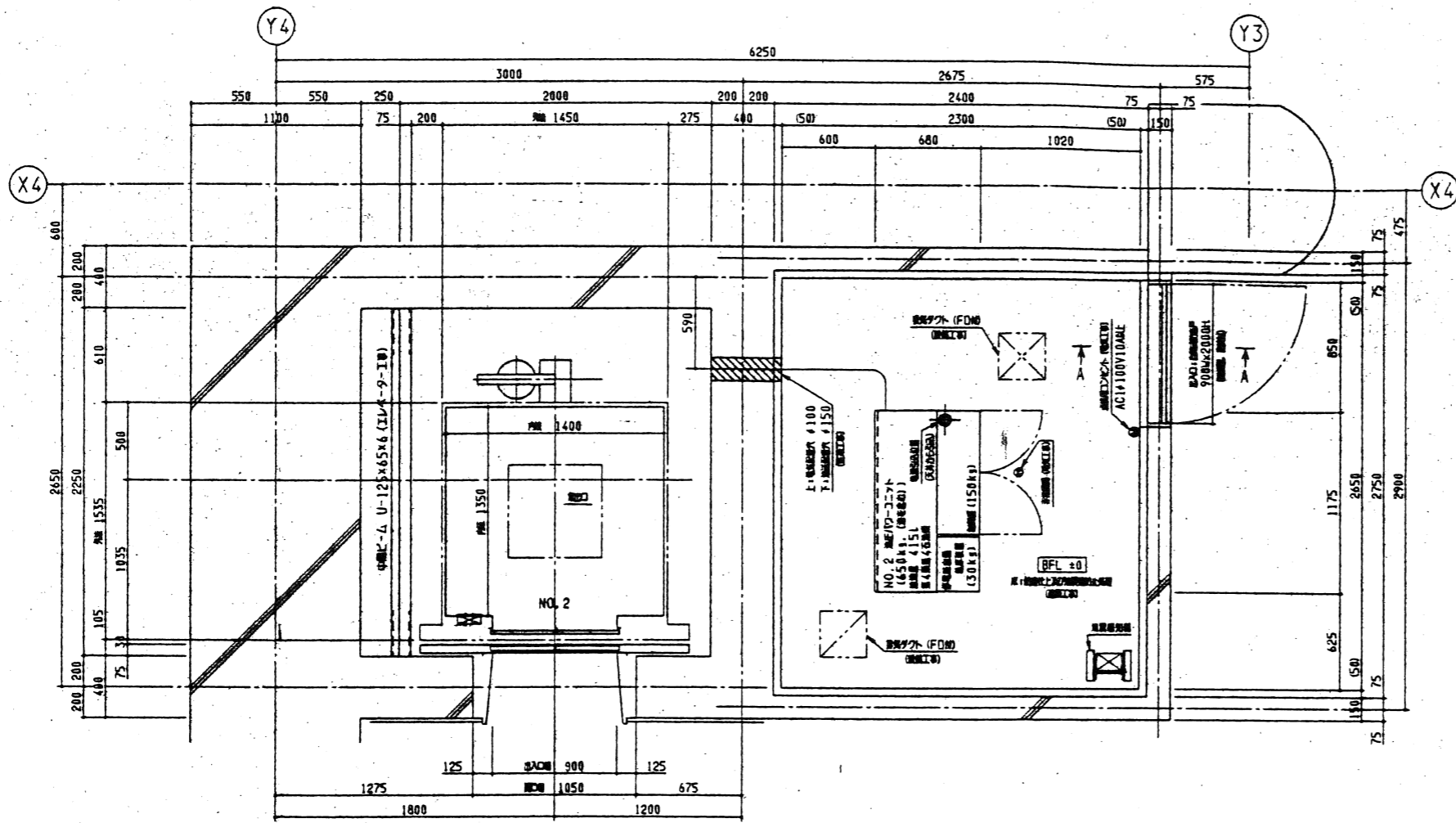
(注) 畳仕上り石張り、タイル張り等の場合には  
石、タイルの嵌り方は別途打合せとする



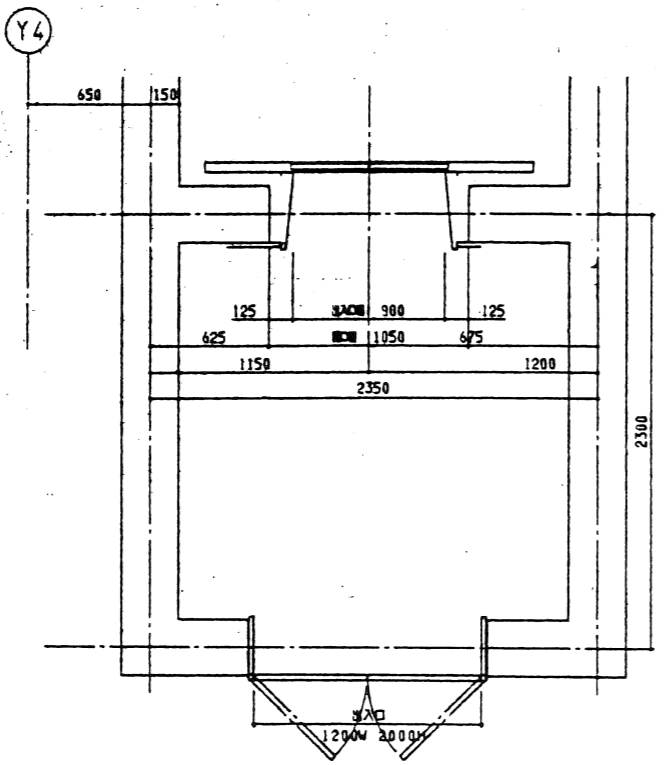
切取断面図及構造断面図 (1/50)



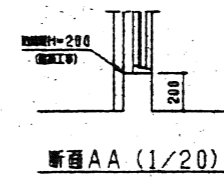
工事名	
路線名	一般国道134号
施工場所	諏訪市片瀬南二丁目
図面名	エレベータ設備の取付図
縮尺	1/20, 1/50
図番	C-47
製図	設計者
神奈川県湖南なぎさ事務所	



昇降路平面図及機械室平面図 (1/20)



1階エントランス



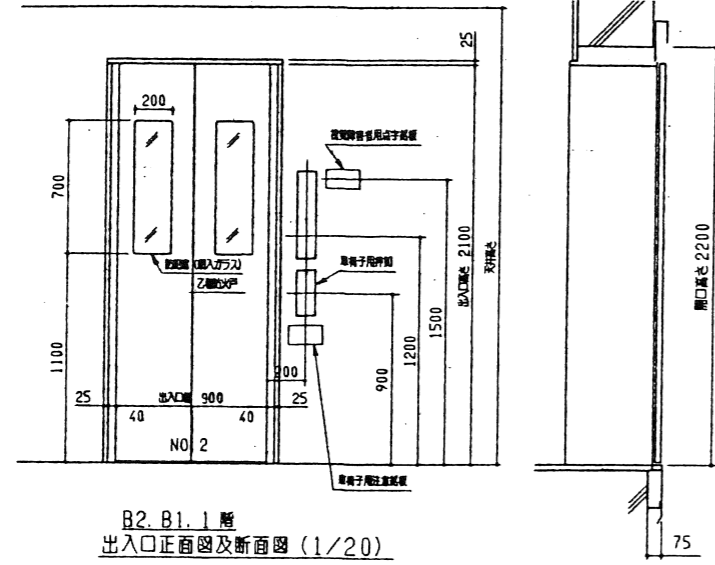
★エレベーター仕様★

号 名	NO. 2	
形 式	曳引式曳用機使用	
定 額 積 載	750kg 11人乗	
定 額 速 度	45m/min	
運 送 方 式	曳引式自動方式 (曳引方式)	
制 動 方 式	制圧可変電圧可変用減速制御方式 (マイコン制御) (曳引ワイヤケーブル付)	
停 止 層	3箇所 (82, 81, 1階)	
か ご 内 寸	幅	1400mm
	奥行き	800mm
	出入口高さ	2100mm
電 動 機	AC 15kw	巻上げ用トランス 1.514kVAM
電 圧	AC3φ	200V 50Hz
	AC1φ	100V 50Hz
運 送 機 種	円筒形曳引式インターン	減速機用減速機用インテグレーション

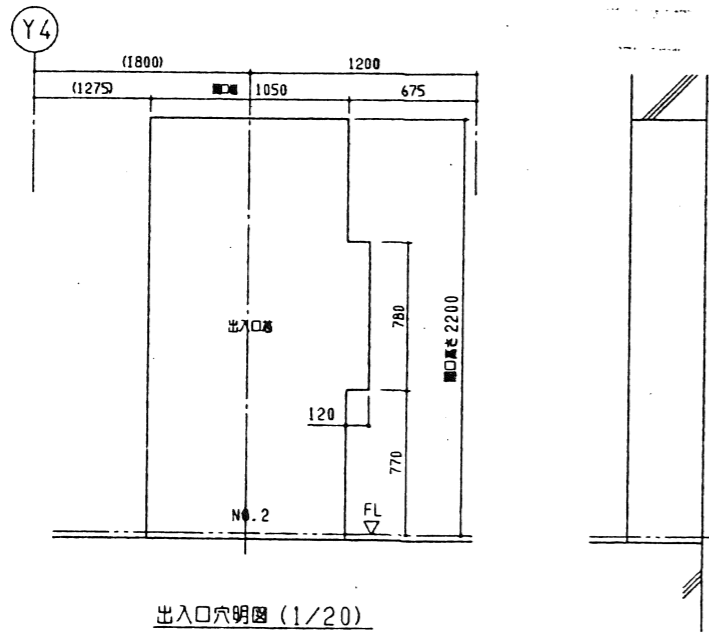
三方弁: 大柄ステンレスヘアライン仕上 (全周)  
 扉材: ステンレスヘアライン仕上 (全周)  
 扉仕様: (車椅子仕様、改良障害者仕様、キックプレート、音響内装)  
 全周防犯網付  
 カゴ天井板付  
 巻上機用巻上機用PS取付板付  
 火災警報機取付 (自動)  
 非常時自動降車装置  
 中継ケーブル(2φ)  
 かご内手摺(3φ)  
 かご床ゴムタイル 6mm  
 光電式扉閉鎖(かご内、乗車2段取付)

- エレベーター除外工事
- [1] 建築工事関係
- ton吊りフック取付。標準積載を2として、3tonの増用の増設に足るもの。
  - 巻上機取付管の木の耐震性工事。
  - 採光用窓 (乙種防火)。
  - 出入口 (鋼製、鋼板付) 900W X 2000H  
注) 巻上機に当たる安全通路の確保 (階段の幅は230mm以下、扉高は150mm以上とし、両側には壁又は手摺取付)。
  - ガラス (鋼製FDM)。
  - 昇降路出入口開口の穴明け工事。
  - 防火扉、耐火扉及び耐火扉取付工事。
  - 油断防止止め設置及び油断、電気配管用の取付工事。
  - 巻上機~昇降路間の配管取付 (成機口含む) 工事。
- [2] 電気工事関係
- (1) 引込電源 (動力用線は巻上機までの引込距離により下記とする)
- |            |           |                              |
|------------|-----------|------------------------------|
| 動力用電源 AC3φ | 200V 50Hz | X1回線                         |
| MCB容量      | 75A       | 最大引込距離(m) 125 181 244        |
| トランス容量     | 16kVA     | 巻上機サイズ (mmφ) 38.0 60.0 100.0 |
- 2) 巻上機用電源 AC1φ 100V 50Hz 2mmφ X1回線  
 3) インターン用配管取付 0.75mmφ X 11m  
 4) アース線 (巻上機) 5.5mmφ
- (2) 点検用コンセントAC100V10A以上。
- 1) 扉下停止層から手の届くビット内 (1箇所/台)。
  - 2) 巻上機室内出入口取付。
- (3) 換気扇 (鋼製FDM付、サーモスイッチと連動)。  
 ※ 1階層から下層層まで1800kcal/hの場合は有線ガード付とする  
 注) 巻上機室内の換気量は2200kcal/h (所定換気量は1500m³/h) となる。最高室温を40°C以下に保つ換気量 (対等の位置に2箇所以上) を要する。
- (4) 煙感取付。(昇降路外側から検出可能な構造)  
 (5) 巻上機室内照明は非可燃品とする。
- エレベーター運轉機用として巻上機からエレベーター巻上機までの配管工事取付工事のこと。(最小径25mm) 詳細は電気設備取付図による。

工事名	エレベーター(No.2)昇降路改修工事		
施主名	株式会社 河川		
施工場所	東京都中央区新富町二丁目		
図 名	エレベーター(No.2)昇降路改修工事	図 号	E-48
縮 尺	1/20	縮 尺	1/20
縮 尺	1/20	縮 尺	1/20
神奈川県川崎市南区新富町二丁目			

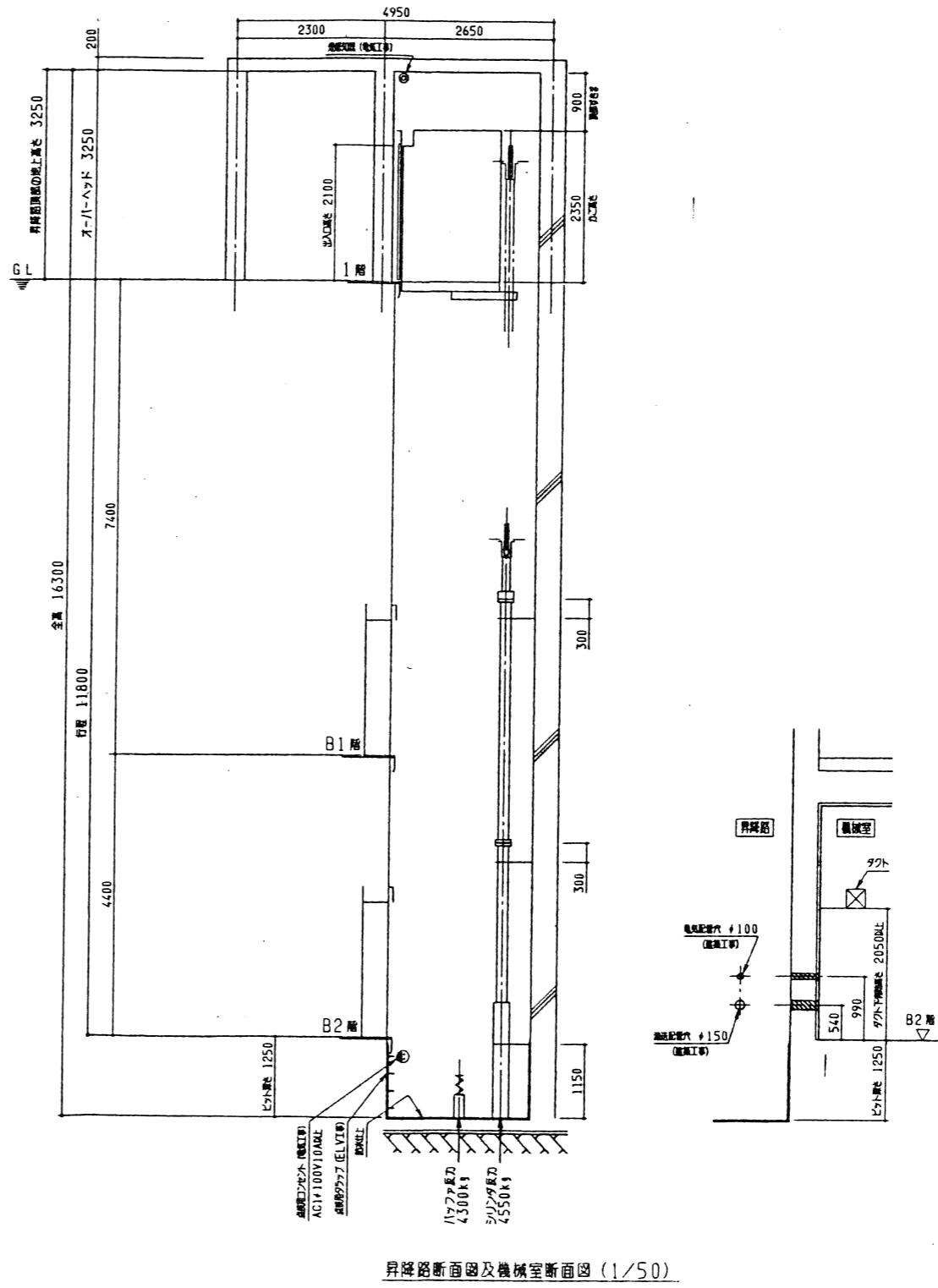


B2. B1. 1階  
出入口正面図及断面図(1/20)



出入口穴明図(1/20)

(注) 壁仕上がり等、タイル張り等の場合には  
石、タイルの切欠寸法は別途打合せとする



昇降路断面図及機械室断面図(1/50)

工事名	
路線名	一般国道134号
施工場所	横浜市戸塚区二丁目
図面名	エレベータ設置NO.2断面図
縮尺	1/20, 1/50 図面番号 E-49
設計	設計
神奈川県湘南なぎさ事務所	



## 07 機械警備業務 参考仕様書

### 1 業務の目的

本業務は、片瀬海岸地下駐車場において、施設管理者が不在となる時間帯における残車対応および火災、盗難及び不法行為を防止し、対象施設の保全を図ることを目的とする。

### 2 履行期間および警備時間

#### (1) 履行期間

1年間の契約とする

#### (2) 警備時間

24時間警備とする（防犯・火災監視・時間外出庫に対する緊急出動）

### 3 警備の方式・方法

#### (1) 機械警備

- 警備対象場所ごとに、警備機器及び人感センサー等の感知機器類を取り付ける。なお、設置する感知機器類は以下の機能を有するものとし、設置箇所や時期については発注者と協議のうえ決定する。

ア 施設のドア、ガラス等の開閉又は破損を感知する機能

イ センサーが感知した内容を表示する機能

ウ 火災発生を感知する機能

エ ガス漏れを感知する機能

オ 機械装置及びセンサーの破壊、配線の切断等の異常を監視する機能

カ 非常通報押しボタンによる非常信号を感知する機能

キ 施設内各種設備警報盤と結線し異常を種類別に監視する機能

ク 警備の開始、解除の操作を行う機能

ケ 基地局に異常等の信号を送信する機能

コ 一般公衆回線の断線を監視する機能

サ 一般公衆回線が使用中の場合、強制切断して警報信号を送信する機能

- 業務期間終了後は、原則として警備業務用機械装置を撤去する。

#### (2) 夜間警備

- 開場時間外に発注者から出庫要請があった場合は出動し、解錠および出庫後の施錠を行う。

### 4 緊急時における措置

- 受託者は、監視センター等に警備員を1名以上常駐させ、異常事態を感知した場合は、警備対象施設まで25分以内に到着できる体制を整えること。
- 警備対象施設の異常発生を感知したときは、当該施設へ急行して状況確認を行い、確認結果を発注者へ報告する。

### 5 留意事項

- 警備機器類の設置費および本業務に付随する諸経費は全て受託者の負担とする。
- 履行期間終了後に警備機器を撤去する際は、発注者との立会を行い、撤去完了の確認を得ること。なお、撤去に要する費用は受託者の負担とする。
- 警備機器が常に良好な状態を維持し、毎日正常に動作しているかを確認すること。
- 発注者が警備機器の故障または異常を発見した際は、受託者はすみやかに警備機器の点検修理を行い、その結果を発注者へ報告する。なお、点検修理に要する費用は受託者の負担とするが、発注者の故意又は重大な過失により警備機器が故障した場合はこの限りではない。
- 業務の履行を通じて知り得た業務上の情報を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

- ・ 本業務の履行にあたり必要となる施設の鍵は、発注者および受託者の双方が貸借し、その所在を書面により相互に通知し、厳重に取り扱い保管する。
- ・ その他、本仕様書および後述の関係法令・基準等に定めのない事項について疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ、定めるものとする。

## 6 遵守すべき法令・基準等

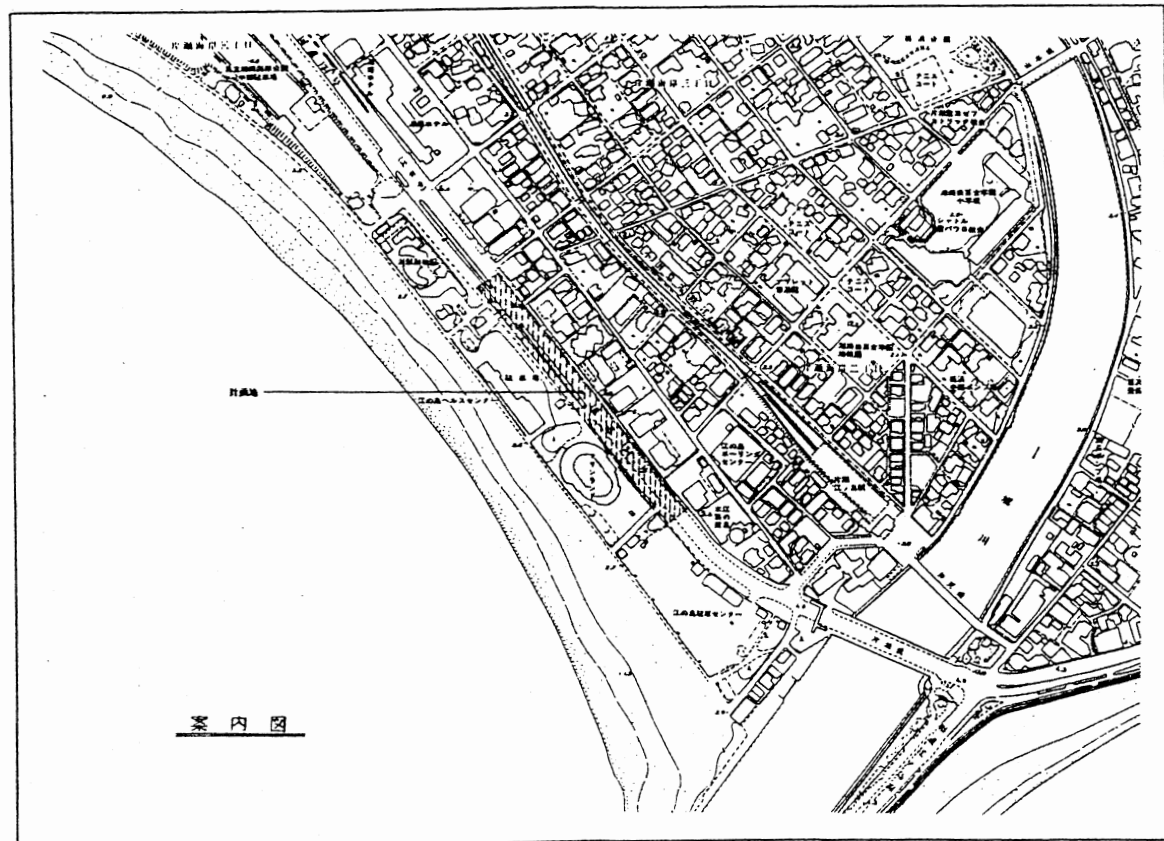
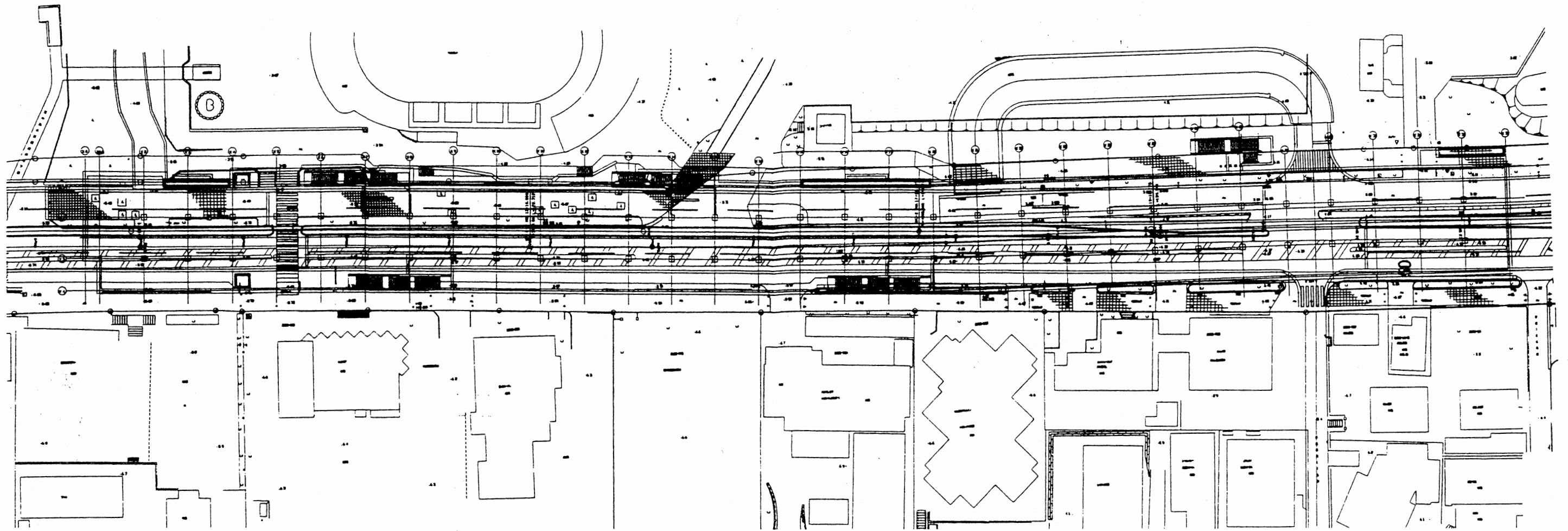
本仕様書のほか、警備業法等の法令、建築保全業務共通仕様書の最新版を遵守して作業を行うこと。

## 7 その他

表7-1 添付図面一覧

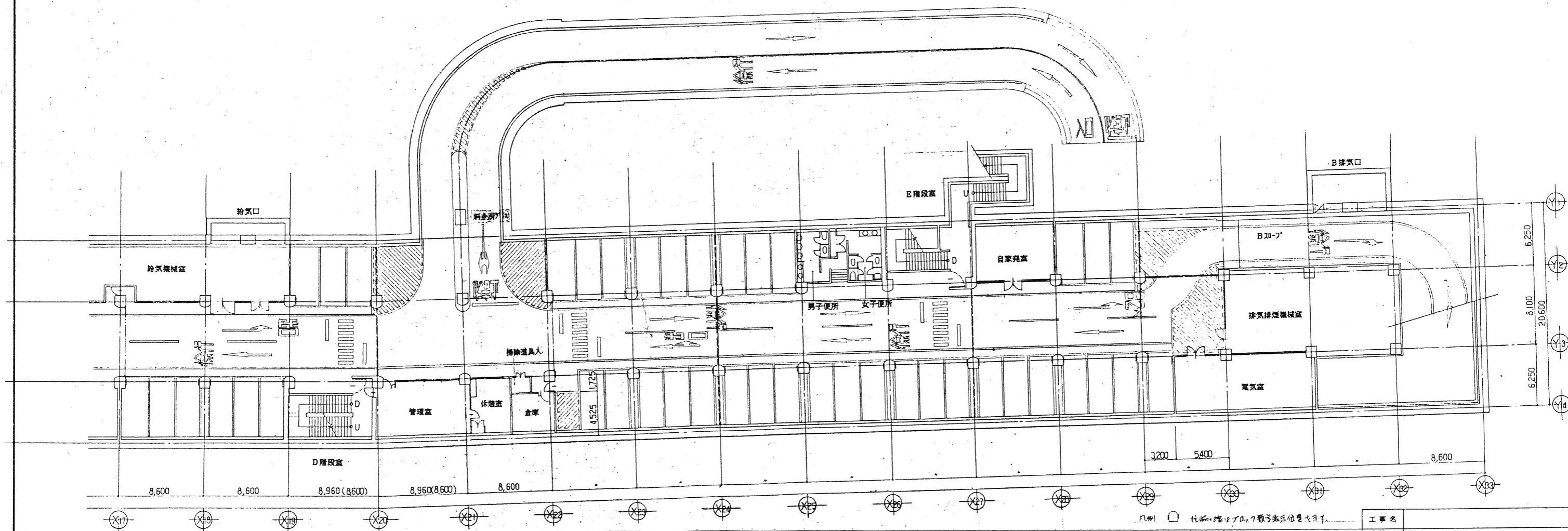
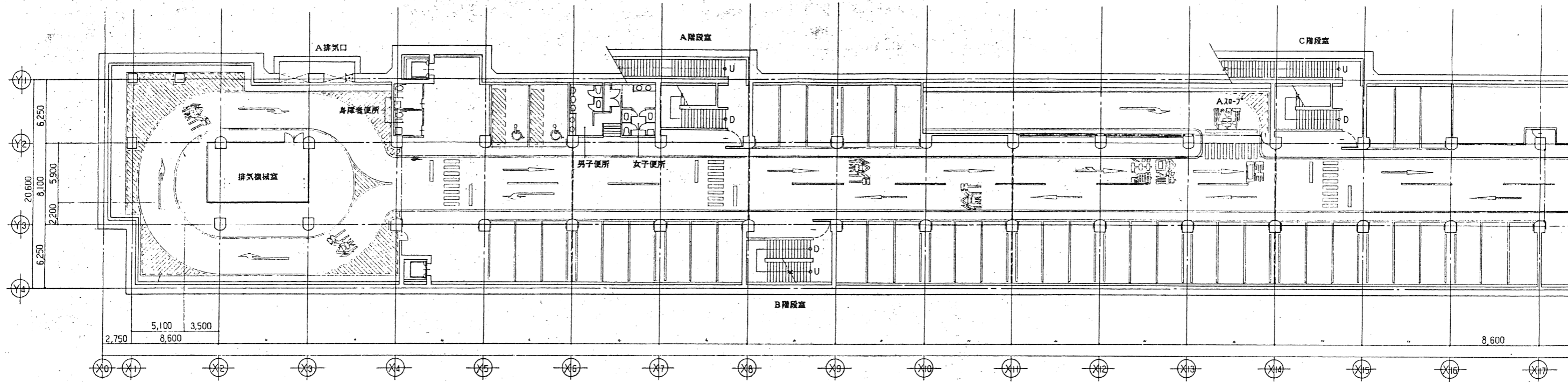
図面番号	名 称	縮 尺 (A1版)
E-2	案内図・配置図	1/300
A-42	B1Fマーキング図	1/200
A-43	B2Fマーキング図	1/200



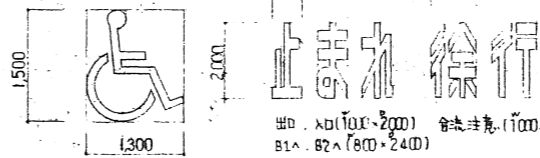
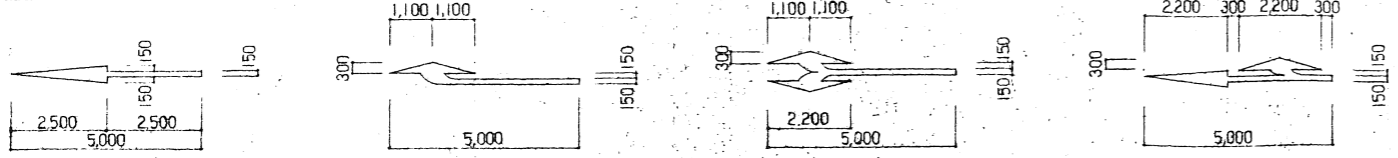


配置図 S-1:250

工事名			
路線名	一般国道134号		
河川名			
施工箇所	藤沢市片堤海岸二丁目		
図面名	案内図・配置図		
縮尺	1/300	図面番号	E-2
建築	設計者		
神奈川県湘南なぎさ事務所			



□ マーキング詳細図

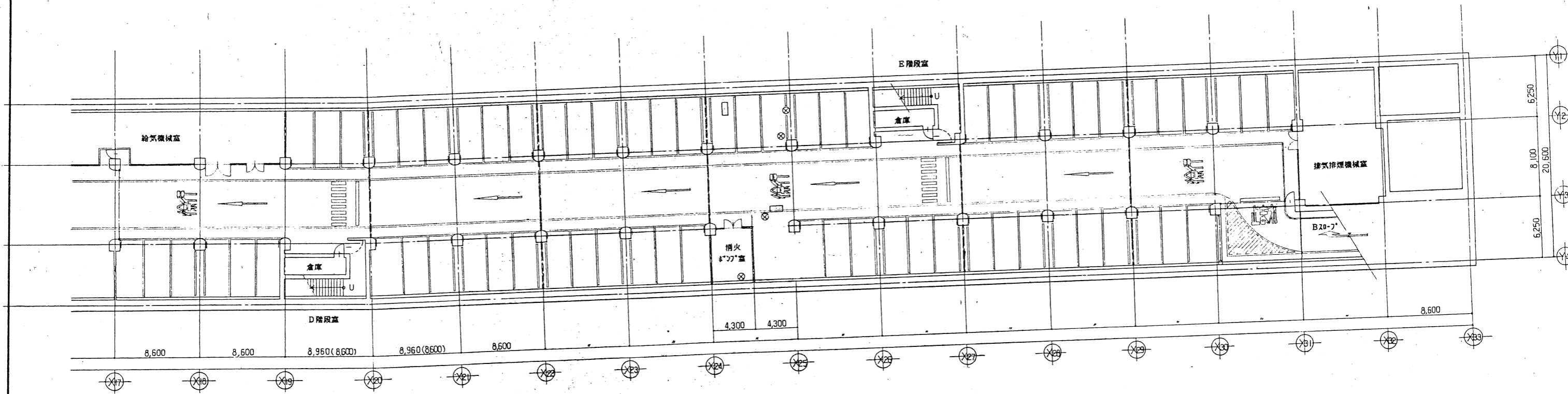
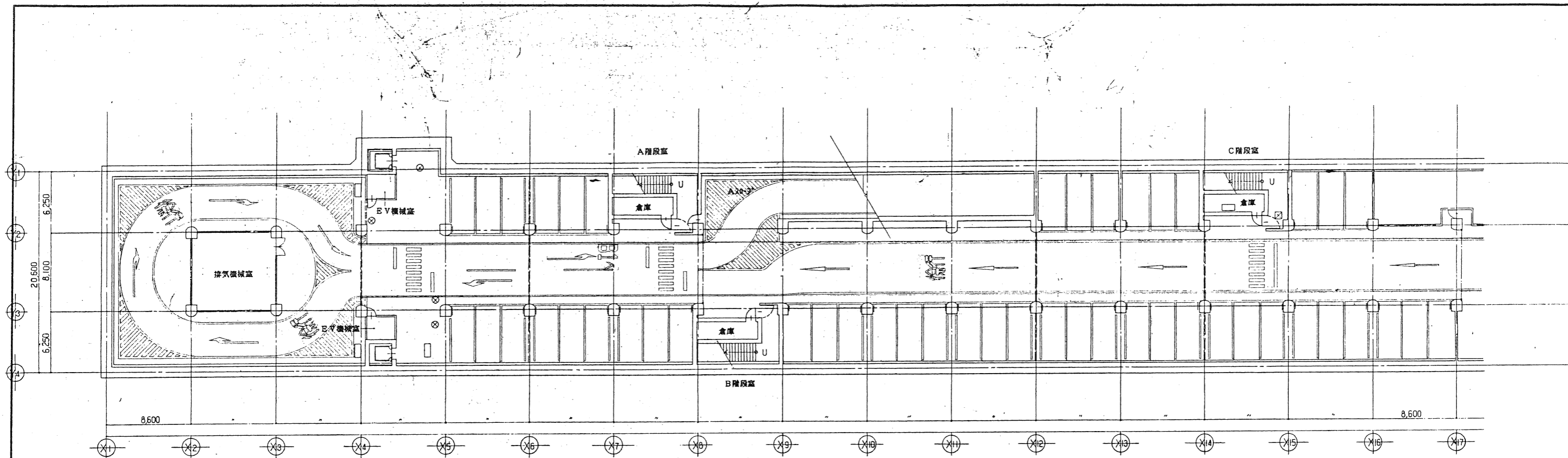


400 x 100 (100 x 200) 600 x 200 (100 x 200)  
 81 x 82 x (80 x 240)

凡例 □ 位置・形状・プロット番号表示は省略

□ 註記  
 1 ピックル・横断歩道一時停止線の幅は300とし、それ以外は150とする。

工事名	路線名 一般国道134号		
図面名	B1Fマーキング図(地上入口部含む)		
縮尺	1/200	図面番号	A-42
課長	設計者		
神奈川県湘南なぎさ事務所			

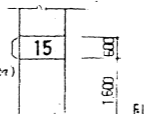


凡例 □ 柱脚位置に2007年7月現在地盤調査結果を記入

D

T0-2表示数字(EP)高さ600  
(字体:14x14mm)

本:EP表示  
(字体:14x14mm)



柱T0-2表示数字  
(字体:14x14mm)

工事名			
路線 河川名	一般国道134号		
施工箇所	藤沢市片瀬海岸二丁目		
図面名	B2Fマーキング図		
縮尺	1/200	図面番号	A-43
製 長		設計者	
神奈川県湘南なぎさ事務所 233			